第115回　佐用町議会〔定例〕会議録　　（第1日）

令 和 ６ 年 ３ 月 ４ 日 (月 曜 日)

出席議員 （14名）	1番	大　村　隼	2番	森　脇　裕　和
	3番	幸　田　勝　治	4番	高　見　寛　治
	5番	大　内　将　広	6番	金　澤　孝　良
	7番	児　玉　雅　善	8番	加　古　原　瑞　樹
	9番	千　種　和　英	10番	廣　利　一　志
	11番	岡　本　義　次	12番	山　本　幹　雄
	13番	平　岡　き　ぬ　ゑ	14番	小　林　裕　和
欠席議員 （名）				
遅刻議員 （名）				
早退議員 （名）				

事務局出席	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
職員職氏名				
	町長	庵逧典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
説明のため出席	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山﨑二郎
した者の職氏名	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪　弘
（20名）	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者				
（名）				
遅刻者				
（名）				
早退者				
（名）				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第１．会議録署名議員の指名
日程第２．会期決定の件
日程第３．行政報告について
日程第４．施政方針について
日程第５．発議第１号　佐用町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第６．承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町一般会計補正予算　第７号（令和６年１月 19 日専決第１号））
日程第７．承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第４号（令和６年１月 19 日専決第２号））
日程第８．承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町水道事業会計補正予算第４号（令和６年１月 19 日専決第３号））
日程第９．議案第１号　佐用町非核・平和のまち宣言について
日程第10．議案第２号　兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第11．議案第３号　町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校プール跡地）
日程第12．議案第４号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第13．議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第14．議案第６号　過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第15．議案第７号　第３次佐用町障がい者計画および第７期佐用町障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画の策定について
日程第16．議案第８号　工事請負契約の変更について（上月支所庁舎大規模改造工事）
日程第17．議案第９号　協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他２施設の建設工事委託に関する協定）
日程第18．議案第 10 号　協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）
日程第19．議案第 11 号　財産の取得について（山林）
日程第20．議案第 12 号　佐用町土づくりセンター指定管理者の指定の期間の変更について
日程第21．議案第 13 号　佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第22．議案第 14 号　政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23．議案第 15 号　佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第24．議案第 16 号　佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25．議案第 17 号　佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26．議案第 18 号　佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第27．議案第 19 号　佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第28．議案第 20 号　佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について
日程第29．議案第 22 号　佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例について
日程第30．議案第 23 号　佐用町上月支所等複合施設条例の制定について
日程第31．議案第 24 号　佐用町上月地域交流センター条例の制定について
日程第32．議案第 25 号　佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第33．議案第 26 号　佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第34. 議案第27号　佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第35. 議案第28号　佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について
日程第36. 議案第29号　佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
日程第37. 議案第30号　佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第38. 議案第31号　佐用町簡易水道事業基金条例を廃止する条例について
日程第39. 議案第32号　佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40. 議案第33号　令和５年度佐用町一般会計補正予算案（第８号）について
日程第41. 議案第34号　令和５年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第３号）について
日程第42. 議案第35号　令和５年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第３号）について
日程第43. 議案第36号　令和５年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第３号）について
日程第44. 議案第37号　令和５年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第５号）について
日程第45. 議案第38号　令和５年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）について
日程第46. 議案第39号　令和５年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第４号）について
日程第47. 議案第40号　令和５年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第３号）について
日程第48. 議案第41号　令和５年度佐用町水道事業会計補正予算案（第５号）について
日程第49. 議案第42号　令和６年度佐用町一般会計予算案について
日程第50. 議案第43号　令和６年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第51. 議案第44号　令和６年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第52. 議案第45号　令和６年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第53. 議案第46号　令和６年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第54. 議案第47号　令和６年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第55. 議案第48号　令和６年度佐用町笹ケ丘荘特別会計予算案について
日程第56. 議案第49号　令和６年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第57. 議案第50号　令和６年度佐用町簡易水道事業会計予算案について
日程第58. 議案第51号　令和６年度佐用町下水道事業会計予算案について
日程第59. 諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第60. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第61. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第62. 委員会付託について

議会事務局長（東口和弘君）　　会場にお集まりの皆様にお知らせします。

会議開始前ではありますが、令和６年１月１日に発生しました能登半島地震災害で命を落とされた方々に対し、哀悼の意を表し黙禱をささげたいと思います。皆様、自席でご起立お願いします。

議長（小林裕和君）　　　　黙禱。

〔黙　　禱〕

議会事務局長（東口和弘君）　　お直りください。ありがとうございました。

午前０９時３０分　開会

議長（小林裕和君）　　　　皆さん、おはようございます。

本日ここに、第115回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席をいただき、ありがとうございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

このところ、寒暖の日を感じながら、春近しを感じる日々が続いております。

３月の定例会は、新年度における町の行政運営、方針を審議する全員の予算特別委員会を設置予定など、大変重要な議会であります。

議員各位には健康に留意されまして、本定例会に臨んでいただきますよう、よろしくお願いします。

今期定例会において、本日付議されます案件は、議員発議１件をはじめ、専決処分の承認３件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定や条例の一部改正などの議案31件、令和５年度各会計補正予算案９件、令和６年度各会計予算案10件、諮問１件の計55件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶お願いします。

町長（庵逧典章君）　　　　皆様、改めまして、おはようございます。

もう３月に入って、また、ここのところ、少し朝方は冷え込んできておりますけれども、しかし、もう日の光は明るく、春らしくなってまいりました。

本日、開会をいただきました３月の定例議会、先ほど、議長から、御挨拶をいただきましたように、来年度に向けた、新年度予算をはじめ、多くの議案を上程をさせていただいております。新しい新年度が、また、スムーズにスタートができますように、それぞれ、十分ご審議をいただき、適切な結論に導いていただけますように、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げあます。

議長（小林裕和君）　　　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第115回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長及び代表監査委員であります。

傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君）　　　　日程第１は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。４番、高見寛治議員。５番、大内将広議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第２．会期決定の件

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日３月４日から３月 25 日までの 22 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日３月４日から３月 25 日までの 22 日間と決定しました。

日程第３．行政報告について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第３、行政報告に入ります。

行政報告ではありますが、報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第３を終了します。

日程第４．施政方針について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 4、施政方針に入ります。

当局から施政方針の説明を受けます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、本定例会におきまして、令和６年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするにあたりまして、まず、町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

その前、まず、初めに、先ほど、開会前に黙禱をささげましたように、改めて、本年１月１日、石川県能登半島を震源とした大地震とそれに伴う津波により、多くの尊い命を失われた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々に心よりのお悔やみを申し上げます。

また、被災され、今なお避難生活を余儀なくされている方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げますとともに、町といたしましても、支援のための職員の派遣や募金活動などを行っておりますが、今後も被災された方々が一日も早く平穏な日常生活が取り戻されますように、被災地の復興に向けて、県や他の市町とともに支援を継続してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から４年が過ぎ、ようやくコロナ前の日常と賑わいを取り戻してまいりました。

まず、国内外の経済政治情勢に目を向けますと、コロナによる景気悪化から回復の兆しが見え、国の税収は昨年度、過去最高となりました。一方、原油価格や電気、食料品などの物価高騰が私たちの暮らしを圧迫し続けております。町といたしましても、昨年度から今年度にかけて、低所得者世帯や子育て世帯に対する給付金をはじめ、プレミアム付き商品券の発行や水道料金の減免、農業者への肥料価格に対する支援、学校給食の物価高騰対策、地域公共交通の運行支援など、様々な支援策を迅速に講じてまいりました。物価高騰などのため、令和５年度の国の補正予算案が昨年 11 月 29 日に可決、成立したことを受けまして、町といたしましても、国と歩調を合わせた予算を編成しており、町民の暮らしを守る施策を継続して講じてまいります。

私たちが、町行政が取り組む行政課題は、こうした現在の物価高騰対策とともに、人口減少及び少子高齢化の対策をはじめ、増大する社会保障費や公共施設の維持管理、さらには到来している高度情報化社会に対応するためのデジタル・トランスフォーメーションの推進や、今、世界が直面している最大の課題である地球温暖化を防止するための地球規模の問題も町行政の問題にも、町行政の責任が求められております。

このような状況の中、本町が持続可能な未来に歩みを進めるためには、人口や税収は縮小しても、地域の営みや町民の暮らしを充実させる「縮充」の視点に立って、町行政のあらゆる施策を進めていくことが重要であると考えております。

令和７年度には、合併 20 周年という町の大きな節目を迎えます。合併以来、大きな水害にも見舞われましたが、人口が年々減少していく中、学校や公共施設の統合や整備など大規模な事業を計画的に進め、来年度、南光文化センターの改修工事で、一応の完了をみるわけでありますが、今後は、地球環境のためにも施設の長寿命化を図りながら、町行政の基本的な責任である教育や医療、福祉とともに、住民の暮らしに欠かすことのできない道路、水道、下水道などの社会インフラの維持に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

令和６年度には、町の 10 年先、20 年先の佐用町を見据えて、これまでの取組を振り返り、さらに磨きをかけるため、大変重要な１年と位置づけております。

今後とも、私たちのふるさと・佐用町を未来へつなげていくために、職員一丸となって不断の努力を積み重ねていく所存でございます。どうか、議員各位、並びに町民の皆様の変わらぬご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、令和６年度における主な施策について、各項目ごとに申し上げたいと思います。

まず、縮充のまちづくりの推進でございますが、合併後、今日まで取り組んできたまちづくりを継承しながら、さらに人口が減少する現実を見据えて縮充という視点に立って、着実に行政の責任を果たしてまいりたいと考えております。

そのため令和６年度は、縮充のまちづくりの具体的な実施、実現に向けた取組を本格化させてまいります。

具体的には、有識者や住民代表などで構成する検討委員会において方向性を明確に共有していただくため、行政の役割として、業務内容の見直しや職員の意識醸成を図り、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。また、若い世代を中心としたメンバーで構成する「ミライカイギ」を開催するとともに、若い世代が地域課題に取り組むための新たな助成制度を創設いたします。

さらに、縮充戦略アドバイザーに加え、縮充戦略支援員を新たに採用し、行政と地域をつなぐ中間支援機能を強化させてまいります。

次に、活力ある農林業の振興でございますが、農業分野では、現在、ふれあいの里上月と味わいの里三日月の直売所改修を進めておりますが、令和６年度は加工所を新築、また、改修をして、主力商品であります佐用もち大豆を使用したみその増産体制を整備いたします。また、民間事業者と連携し、新たな特産品として近年市場が拡大している「大豆ミート」の開発にも取り組むなど、特産品の販路拡大ともち大豆のブランド化に注力してまいります。

林業分野におきましては、森林環境譲与税や太陽光発電による収益を活用して、令和４年度から開始した山林の町有林化に、令和６年度は１億 3,000 万円を計上し、町有林化を加速させてまいります。また、町有林化した山林など、荒廃した森林の再生によって、地球温暖化の原因である CO_2 の吸収によって、地球の温暖化の防止にも貢献をし、さらに林業が再び産業として成り立つように早生樹の植栽や、それを活用したバイオ発電事業などについても、企業や研究機関との協力のもと、町行政としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

また、そのためにも、林業従事者など担い手の育成や雇用の創出、さらには災害に強い森づくりを推進してまいりたいと考えております。

地籍調査事業は、８地区、約 13 平方キロを国に要望しており、航空レーザー測量等を活用し、境界を確定するリモートセンシングを活用し、進捗率の向上に努めてまいります。

次に、商工業・観光の振興でございますが、商工業分野では、商工会等関係団体と連携し、利子補給事業や各種補助金を活用し、小規模事業者の事業継続、継承に向けた支援に取り組んでまいります。物価高騰の影響を受ける商工業者等に対する支援といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、１事業者当たり５万円の給付金を給付いたします。

観光分野では、これまでつくり上げてきた大撫山の西はりま天文台公園やスピカホールなど町が誇れる施設や平福、乃井野などの町並み、また、利神城址や上月城址など、本町の歴史的遺産を守りながら観光振興につながるよう取り組んでまいります。

特に厳しい運営が続いている町の環境の拠点施設であります道の駅ひらふくも、この運営を早急に安定化させなければなりません。そのためにも、新しい観光駐車場の整備も促進してまいります。

また、ひまわり祭りやいなちくロングライドなど、人気の各種イベントを継続して実施したり、観光動画や観光アプリを活用したりして、関係人口の増加も図ってまいります。

次に、教育対策・文化・生涯学習の振興でございますが、教育分野では、小中学校に配備したタブレット端末やデジタル教材などを活用し、引き続き ICT を活用した学びの充実を図ってまいります。

また、少子化が進む中、佐用町型の小・小連携や中・中連携、地域との連携を強化してまいります。中学校の規模適正化につきましては、次代を担う人材育成の観点から、よりよい教育環境を子供たちが享受できるよう、佐用町型連携教育を基盤とした中学校規模適正化のあり方を引き続き検討してまいります。

学校給食につきましては、給食費の半額軽減に加えて、農業の振興も加えた地産地消に取り組み、町が食材の一部を負担しながら、質の高い給食の提供に努めてまいります。

利神城跡整備につきましては、令和５年度から具体的な整備計画の策定に向けた調査業務等を実施しており、令和７年度中に策定する予定でございます。

生涯学習分野では、生涯学習の拠点施設の整備として、さよう文化情報センターの音響設備を改修いたします。また、南光文化センターの改修事業につきましては、町がこれまで合併後計画的に進めてきた公共施設の整備の最後の大きな事業として、令和６年度、本工事を実施してまいります。

スポーツ分野では、老朽化している町民プールの長寿命化を図るため、改修事業にも着手をいたします。また、南光スポーツ公園第１グラウンドの内野部分の土を入れ替え、さらに充実した施設として整備いたします。コロナ禍で制限されておりました行事も再開しており、さようマラソンなどのイベント開催によるスポーツ啓発にも取り組んでまいりたいと考えます。

次に、健康と福祉・子育て支援の充実でございますが、高齢者福祉分野では、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、介護予防事業や地域包括ケアシステムの推進、日常生活の支援、外出支援サービスの充実などにも取り組みます。令和６年度から、医療費、介護サービス費などの増加を抑制するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組んでまいります。

地域医療の分野では、在宅当番医制の運営委託や郡病院群輪番制の運営補助を実施し、救急診療に常時対応できる体制を維持してまいります。

健康づくりの分野では、子宮がん検診において、町外で受診した方への負担を助成する制度を創設し、予防事業の充実に取り組んでまいります。

子育て支援の分野では、３歳児以上及び２歳児以下の住民税非課税世帯、第２子以降の保育料無償化などを継続して実施してまいります。また、紙おむつ等の無償提供やクーポンの支給など町独自の支援事業によって、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、住環境の整備と災害に強いまちづくりの推進でございますが、公共施設を含め、道路や上下水道などインフラの計画的な維持補修も進めてまいります。上月支所庁舎は、令和５年度に改造工事を終え、４月に新たに上月地域交流センターとしてリニューアルいたします。令和６年度は、上月文化会館を解体、除却し、新たな多目的な駐車場として整備をいたします。

また、橋梁の安全性及び機能性を確保するため、長寿命化計画に基づき橋梁の補修、耐震補修工事等も実施をいたします。

上下水道施設の維持管理につきましては、水道管の更新を順次進めるとともに、下水道施設の統廃合や汚泥集約化事業を継続してまいります。また、令和６年度から簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、生活排水処理事業の各特別会計は公営企業会計に移行し、新たに佐用町簡易水道事業会計、佐用町下水道事業会計として予算編成いたしております。

定住環境の整備につきましては、若者住宅新築応援金や町内定住就職奨励金などの助成事業を引き続いて実施するとともに、合同会社鹿青年部などと連携して、空き家の有効活用も図ってまいります。

公共交通サービスの充実につきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成なども継続して、実施してまいります。

鉄道につきましては、今後とも住民生活に欠かすことのできない重要なインフラであり、令和５年度、拡充した片道切符支給制度や大学生等通学定期券助成制度を継続しながら、姫新線、智頭線のさらなる利用促進にも取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、住宅の建て替えや耐震改修、耐震シェルター等の設置費用を助成するとともに、防災訓練や防災資機材の購入補助のほか、出前講座や各学校に対する防災教育を支援してまいります。また、車両整備といたしまして、上月機動分団の消防ポンプ自動車１台を、更新をいたします。

次に、デジタル化施策の推進でございます。コロナ禍において、テレワークの導入による新しい働き方やタブレット端末を活用した学習の実践など、社会のデジタル化が一気に加速をいたしました。行政サービスにつきましても同様に、行政手続のオンライン化、窓口手続の簡略化、庁内業務のスマート化など、デジタル化による社会の変化や課題に対応

できるよう、引き続き取り組んでまいります。
また、町民に豊富な行政情報を提供するため、広報さよう、佐用チャンネルのほか、ＳＮＳを積極的に活用しながら、充実した広報広聴活動に取り組んでまいります。
次に、行財政基盤の強化という点についてでありますが、職員定数適正化につきましては、第４次定員適正化計画に基づきまして、適正な職員配置を図ってまいります。
行財政改革につきましては、計画期間の４年目となる第４次行財政改革大綱の個別実施計画に沿って、推進してまいります。
合併以降、道路整備や庁舎改修など様々な事業に活用しておりました合併特例債が、令和６年度をもって終了する見込みでございますが、今後は、合併特例債の代わりとなる財源として、これまでも多くの事業で活用している過疎対策事業債や辺地対策事業債などの起債に加え、これまで積立ててきました基金を取り崩しながら行政運営を行い、健全財政を維持し、将来世代への責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えます。
最後に、環境対策への対応でございます。脱炭素化社会への取組につきましては、地球温暖化による気候変動に対応するため、世界的な、また、国全体の目標達成につながるよう、町といたしましても着実に、これを進めていく必要がございます。引き続き、温室効果ガスの排出量削減を図るために、公共施設の照明 LED 化などを推進するとともに、温暖化ガスの吸収を促進するために森林の再生など SDGs の理念を踏まえ、持続可能なまちづくりに向けて各分野のおいて、その取組を推進しながら、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組も模索して、町行政の責任を果たしてまいりたいと考えております。
以上、申し上げましたような方針、施策に基づきまして、編成をさせていただきました令和６年度当初予算は、一般会計 139 億 9,920 万円（休憩後「139 億 9,202 万円」訂正あり）。特別会計、7 会計合わせて 56 億 8,396 万円（休憩後「56 億 9,136 万円」訂正あり）。また、そのほか、簡易水道会計、下水道会計、それぞれの会計を合わせまして…、ちょっと、待ってください、ちょっと失礼します。（休憩後「水道、下水道会計が公営企業会計になりましたので、簡易水道事業会計 18 億 1,299 万円。下水道事業会計が 19 億 7,852 万円。」訂正あり）
失礼しました。
合計 234 億 7,489 万円でございます。
これは、前年度から比較いたしまして、10 億 9,506 万円の増額となっております。
以上、概略を申し上げましたが、以上もちまして、令和６年度の施政方針と当初予算の主な施策の説明に代えさせていただきます。
この後、それぞれ、また、予算の中で、しっかりと説明を加えてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。以上、終わります。

議長（小林裕和君）　　以上で施政方針の説明は終わりました。

議長（小林裕和君）　　ここで、あらかじめ申し上げておきます。議案書は予定案件として前もって、タブレット等で配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第５．発議第１号　佐用町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（小林裕和君）　それでは、日程第５、発議第１号、佐用町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、加古原瑞樹議員。

〔議会運営委員長　加古原瑞樹君　登壇〕

議会運営委員長（加古原瑞樹君）　それでは、ただ今、上程いただきました発議第１号、佐用町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の制定は、地方自治法の一部改正により、令和５年３月１日から議員個人による地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和され、１会計年度につき 300 万円を超えない範囲であれば、請負をすることが可能となりました。

これに伴い、佐用町議会では、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、新たに本条例を制定しようとするものです。

主な内容としまして、まず、第１条において、条例の目的を、佐用町議会議員と佐用町との間の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の公正及び事務の執行の適正を図ることと規定しております。

次に、第２条において、報告の事項等を規定しています。

次に、第３条以降において、報告書の一覧の作成及び公表等についてそれぞれ規定しております。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日に始まる会計年度における請負から適用することとしております。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君）　提出者の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより発議第１号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　岡本議員。

11 番（岡本義次君）　新たに、これが発足されたわけでございますけれど、この分については、その都度、どう言うんですか、届出をして、皆さんに公表していくと、こういう方向でやられるわけですが、その今、各議員の皆さんが、それに該当するようなお仕事いうんか、それ、私たち、分からないんですけれど、その分について、もう少し分かれば、ちょっと、教えていただきたいと思います。

議長（小林裕和君）　加古原議員。

〔加古原君「どうしましょう。各議員の状況なんか分からへん」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君）　すみません。ほな、事務局長のほうから答えさせます。

議会事務局長（東口和弘君）　失礼いたします。事務局長でございます。

先ほどの岡本議員の質疑の件ですけれども、ただ今、現時点で該当する議員はいらっしゃらないというふうに、事務局では把握しております。以上です。

議長（小林裕和君）　ほかにございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより発議第１号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第１号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　挙手、全員です。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第６．承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町一般会計補正予算　第７号（令和６年１月 19 日専決第１号））

日程第７．承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第４号（令和６年１月 19 日専決第２号））

日程第８．承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度佐用町水道事業会計補正予算第４号（令和６年１月 19 日専決第３号））

議長（小林裕和君）　続いて日程第６に入ります。

日程第６から日程第８については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　ご異議なしと認めます。よって、日程第６、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて、令和５年度佐用町一般会計補正予算（第７号)、令和６年１月 19 日専決第１号から、日程第８、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて、令和５年度佐用町水道事業会計補正予算（第４号)、令和６年１月 19 日専決第３号の３件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました承認第１号から承認第３号までにつきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、承認第１号でありますが、本件は、令和５年度佐用町一般会計補正予算（第７号）でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,476 万 4,000 円を追加し、総額を 130 億 9,582 万 7,000 円といたしております。

まず、歳入でありますが、地方交付税につきましては、7,409 万 2,000 円の増額で、国の経済対策に伴って普通交付税が増額されたものでございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 3,606 万 4,000 円の増額で、地方創生臨時交付金を追加計上いたしております。

県支出金につきましては、県補助金 25 万円の増額。

繰入金につきましては、財政調整基金を 7,564 万 2,000 円積み戻しをいたしております。

次に、歳出についてのご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 3,276 万 4,000 円の増額で、物価高騰対策といたしまして、水道使用料の基本料金２か月分を減免する経費などを追加計上いたしております。

民生費につきましては、児童福祉費 50 万円の増額であります。

教育費につきましては、保健体育費 150 万円の増額で、町民プールの天井にかかる緊急修繕費を追加計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君）　　　　ただ今、議題にしておりますが、承認第１号から承認第３号までの３件については、本日、即決とします。

〔町長「何点か残っておりました。失礼しました」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、もとへにします。庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　もとへ戻してください。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　どうも失礼しました。

３号まで一括議題でありましたので、２号、３号が残っておりまして、えらい失礼しました。申し訳ございません。

引き続いて、説明をさせていただきます。

次に、承認第２号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ９億 1,820 万 4,000 円と改めるものでございます。

歳出予算につきましては、既定のとおりとし、歳入を説明させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 2,184 万円の減額で、物価高騰の影響を受けている町民、事業者を支援するために、水道使用料の基本料を２か月分減免をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,184 万円の増額でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第３号、佐用町水道事業会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。

収入の第１款、水道事業収益の第１項、営業収益は 741 万円の減額で、物価高騰の影響を受ける町民、事業者を支援のため、水道使用料の基本料を２か月分減免をいたします。

第２項の営業外収益は、減免見込み相当額を一般会計補助金として 741 万円増額するものであり、水道事業収益の総額１億 8,908 万 9,000 円には、変更はございません。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算（第４号）の提案の説明とさせていただきます。

改めて、承認第１号から承認第３号までの補正予算について、それぞれ、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。失礼しました。

議長（小林裕和君）　　ただ今、議題にしております承認第１号から承認第３号までの３件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第６、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて、令和５年度佐用町一般会計補正予算（第７号)、令和６年１月 19 日専決第１号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第１号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第１号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、承認第１号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第７、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて、令和５年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号)、令和６年１月 19 日専決第２号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第２号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第２号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、承認第２号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第８、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて、令和５年度佐用町水道事業会計補正予算（第４号)、令和６年１月 19 日専決第３号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第３号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第３号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、承認第３号は、原案のとおり承認されました。

日程第９．議案第１号　佐用町非核・平和のまち宣言について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第９、議案第１号、佐用町非核・平和のまち宣言についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第１号の佐用町非核・平和のまち宣言につきまして、提案のご説明を申し上げます。

２月の全員協議会において、ご説明をさせていただきましたとおり、本町におきましては、これまで非核・平和宣言を行うまでもなく、世界の平和を願うことは、国民の総意であり、地方の一自治体が、このような宣言を行う必要はないというふうに考えてきておりましたが、現在、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、北朝鮮の軍備の拡大、台湾有事といわれる中国の軍事的圧力など、平和な世界が脅かされているような世界情勢の中で、改めて世界平和への町民の願いと思いを言葉として示すために、本宣言を行うものでございます。

宣言文といたしましては、冒頭に佐用町の美しい自然の中で平和に過ごすことが町民すべての願いであることを。次に、今まさに世界各地では、多くの人々が戦争などにより深

刻な脅威に晒されていることを。そして、美しい郷土である佐用町ひいては地球を美しいまま後世に引き継ぐことが我々の責務であることを。最後に、この責務の全うと、世界の人々への平和の祈りをこめて「佐用町非核・平和のまち」宣言を行うものであります。
ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　　宣言するに当たって、町民に対する宣言後ですけれど、結果を受けて、町民に対するアピールの方法とか、そういうことについて、当局のお考えがありましたら、よろしくお願いいたします。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　ここで、まだ、議会によって承認をいただき、その宣言が行えれば、当然、広報等で、その宣言を行った趣旨と、その宣言文について、十分広報をしてまいりたいと考えております。

議長（小林裕和君）　　　ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第１号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第１号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10．議案第２号　兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 10、議案第２号、兵庫県市町村職員退職手当組合を

組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。
　提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　ただ今、上程いただきました議案第２号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。
　今回の改正は、１点目といたしましては、丹波少年自然の家事務組合が今後の事務組合の運営が困難となったために、令和６年３月に解散することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少することによる規約の改正でございます。
　２点目といたしましては、監査委員の任期を「３年」といたしておりましたものを地方自治法の規定に合わせるかたちで「４年」に改めるものでございます。
　地方自治法第 286 条第１項の規定において、一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に申請をしなければならないと規定されており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、このたび、２つの改正についての提案をさせていただくものでございます。
　ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。
　なお、本案件については、本日即決とします。
　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
　これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
　これより議案第２号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
　議案第２号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11．議案第３号　町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校プール跡地）

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 11、議案第３号、町有財産の無償貸付けについて、旧江川小学校プール跡地を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第３号の旧江川小学校プール跡地の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

旧江川小学校プール跡地につきましては、昨年の４月に CONeY Creative（コニー　クリエイティブ）株式会社より、借り受けできないかとの要望があり、これを受け、校舎の跡地活用と同様、利活用事業者の公募を行いました。公募の結果、応募は同社からのみであり、７月 24 日に地域づくり協議会や各自治会の代表の方々にもご参加していただいた上で、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した結果、同社を旧江川小学校プール跡地の優先交渉権者として選定をいたしました。このたび、貸付けに向けた協議が整いましたので、議案を上程させていただくものでございます。

貸付先は CONeY Creative（コニー　クリエイティブ）株式会社でございます。

利活用の内容といたしましては、同社はオニテナガエビの養殖販売や養殖に必要な循環型ろ過システムの販売を行っており、今回、旧江川小学校プールを活用して、オニテナガエビに加え、チョウザメの陸上養殖を行いたいとのことでございます。

ヒアリング審査の際には、地域から「新たな産業として面白く、期待している」とのご意見もあった一方、養殖に伴う環境衛生面への配慮の必要性が問われ、産業用水が河川に排出されないよう下水道への接続が必要ではないかなど、万全な対策を講じた上で活用していただきたいとの意見もございました。

これを踏まえて、同社とも協議を行い、プールからの排水管を下水道管につなぎ込みを行うことや供用開始前後に水質検査を行い、町下水道条例の基準をクリアしていることを確認するなど環境衛生面での適切な対策を講じることに加えて、陸上養殖業を営む場合には県への届出が必要になることから事前に届出を行うことを条件に貸付けを行います。

養殖方法といたしましては、プールを上下二層に分離し、オニテナガエビとチョウザメを住み分けしつつ、ろ過装置により養殖水を浄化しながら生育するとともに、生き物が外に出ないようプールをビニールハウスもしくはネットで覆うなどの対策を行うとのことでございます。

また、養殖用水については地域の方々のご協力も得ながら、隣接の谷水を取得するか、もしくは、町の水道を利用するか、これから検討するとのことでございます。

貸付け予定の物件は、コンクリートブロック造平屋建て床面積 75.46 平方メートルのプール付属棟及び構造物としてのプール、土地面積は 1,198 平方メートル、所在地は佐用町豊福 281 番地 1 で、旧江川小学校プールに係る土地及び建物を 10 年間の貸付けを前提として、ひとまず５年間無償貸付けをするものであり、地方自治法第 96 条第１項第６号の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　　児玉議員。

７番（児玉雅善君）　　　　　前回の説明があった時に、事業計画として、チョウザメのほうなんですけれども、確か、1,000 匹か飼育するという計画があったと思うんです。そこらへんの計画は変わりないんでしょうか。

調べたところ、チョウザメ、約 10 年で１メートルぐらいの大きさになるという話を聞いています。そういった大きな魚をプールで 1,000 匹も育てることが、本当に可能なのかどうか、そこらへんのことはどうなんでしょうか。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　　大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）　　お答えをいたします。

そのあたり、この前、ご質問いただきまして、業者さんのほうにも確認をいたしまして、チョウザメは１トン当たり 7.5 匹を飼育できるということで聞いてございまして、この今、200 トンの予定で 7.5 匹で 1,500 匹ということではございますけれども、まず、稚魚の時につきましては、雄雌の判断がつかないということで聞いてございまして、ある程度、年数がたちましたら、雄雌判定がつくわけですけれども、大体、過去の経験から言いましたら半数、雄雌半分ぐらいだということで、ここではキャビアということで、雌のみを飼育するということで、雄については、その雄が判明した時点で食用でありますとか、観賞用でありますとか、そちらのほうで取り除くということで聞いてございまして、大体 750 匹ぐらいになるということで、江川プールでも使用可能というふうに判断をしてございます。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　　ほかに質疑ありませんか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　　岡本議員。

11 番（岡本義次君）　　　　　地元の方も了承されて、これは特産品として、また、成功していけば、佐用にとってもいいことだとは思うんですけれど、そのプールそのものについては、どう言うんですか、今の状態、その状態で使えるものかどうか。手を加えて改修せんとあかんのかどうか、そこらへんと。

それから、排水については、何か、下水道のほうとつなぐということを言われておりましたけれど、そこの状態については、どんなんでしょう。それは、排水させるのについて、無償なのか、有償なのか、そこらへんについては、どんなんでしょうか。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　　古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君）　　それではお答えします。

その排水、有償か無償かいうことですけれども、当然、有償になります。

それで、今のところ、排水の量が循環器を使われるので、ほとんど排水量としては出ないということを聞いております。そういう料金算定をさせていただくんですけれども、実際、その排水量が多い場合、その時は、また、その排水料金の見直しをかけていきます。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長がある。何か発言があるそうです。

副町長（江見秀樹君）　　　失礼します。

先ほど、岡本議員、１点目の改修の件にお答えできていないと思うので、その点だけ追加させていただきます。

改修については、特に大きな改修というのは、町側では、ほかの学校等跡地と同じように、町側で改修するということはございません。

ただ、現実的に、年数がたっておりますので、事業者さんのほうで、細々した改修もされる場合もあるでしょうが、その場合には、改修計画を出していただいて、こちらが承認するという形になります。

それと、先ほどの提案説明の中でございました、何らかの形で上を覆うものをつくるということですので、その点については、されるものというふうに認識しております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10番（廣利一志君）　　　　貸付け相手方については、今、基本情報としては、会社名と、それから所在地、姫路市西延末。それから社長名までしか分かってないですけれども、法人の設立。それから、過去３年間の決算状況。事業内容というふうなところについて、ちょっと、触れていただくと、よりこの会社の側面というか、分かるかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　お答えをいたします。

会社の設立につきましては、令和３年の４月２日ということで聞いてございます。

いろいろ内容につきましては、このような養殖の部門でありますとか、そういったポンプの、そういった開発、水をろ過するような、そういった装置の開発をされていたり、あと、コンピューター及び周辺機器、ソフトウエアに関する、そういった開発のこともされておりますし、幅広くほかにも不動産の売買でありますとか、そういったことにも取り組まれておるということで、聞いておりますし、カフェとか飲食店のほうの経営のほうもされておるというふうに聞いてございます。

それと、財政状況と言いますか、そういったものについてでございますけれども、そのへんにつきましては、詳しいところが、今、まだ、令和３年の４月２日の設立というふうなことで、社員さんも４名程度というふうに聞いてございまして、ちょっと、詳しいところは、今のところ、ちょっと、詳しくは聞いておりません。また、調べておきたいと思います。失礼いたします。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10 番（廣利一志君）　　　　決算の状況は、そうすると、令和３年設立ということですから、決算、まだ、迎えてないですね。新しく設立ということで。

それで、要するに、これが目的の会社ということではないでしょうで、要するに、その不動産販売とか、カフェとか、いろいろ事業をされているということですけれども、それの、じゃあその法人設立前の事業の実施状況というふうなところについて、ちょっと、詳しく教えてください。

議長（小林裕和君）　　　　よろしいですか。お答え。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　失礼します。

決算の状況ですけれども、一応、令和５年の２月 28 日現在でということで、貸借対照表、それから、PL、損益計算書を、こちらのほうの手持ちとしてはいただいておりますが、まだ、小規模にされている段階ですので、そんなに大きな、ちょっと、ここで、その金額を言うのは、ちょっと、差し控えさせていただきますが、こちらのほうではいただいております。

まだ、そんなに資産あるいは、貸借対照表の総計の金額自体は大きな金額ではございません。

それから、先ほど、大下課長が申しましたのは、法人登記上、主たる業務を書くようになっておりますが、これについては、多分、たくさんの事業者さんが、幅広に事業内容というのは書かれているものだと思いますので、先ほど、申し上げたものを、現実に全てやっているというわけじゃなくて、登記上の事業の内容を、課長は申し上げたということでございます。

それから、先般、今回、議案を上程するに当たりまして、私は行っておりませんけれども、担当課の課長も現場のほうを見させていただいたということですので、そのあたりについて、ちょっと、課長のほうから報告をされていただきたいと思います。

議長（小林裕和君）　　　　はい、大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）　　失礼いたします。

２月 19 日に姫路にあります元歯医者さんの跡ですね、そこの現場のほうへ行かせていただきまして、室内でプール 20 トン規模で年間２万匹から３万匹を生産しておるというようなことで、見させていただきました。

見ますと、排水のところの施設はなく、先ほども言いましたろ過装置を稼働して、浄水をしておるというようなことで、水質ですね、きれいなことで、ほぼ水の入れ替えはしていないというようなことでございましたということで、現場のほうは、そんな形で、一応、確認をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10 番（廣利一志君）　　　　そうすると、すみません。今、副町長の話で、事業内容のところについては、不動産販売とかカフェとかっていうのは、登記上のもので、実際はしていない可能性があると。

じゃあ、そしたら、一体何をやっている会社なんですか。そのこの 20 トンプールについては、現地見てこられたんですけれども、それをされているということで。

じゃあ、いろいろ言われた不動産販売、カフェとかいうことについては、一応、登記上そうしているけれども、それはしてないということでよろしいんでしょうか。

と言うのはね、江川の住民の方は、いいことだということで、最終的には納得をされたんだというふうに思いますけれども、経験というところでは、多分、何年かの経験があるんだと思いますけども、決算迎えていないし、安心して任せられるのかなというふうなところが、若干の不安がありますけれども、その点は、見て来れられて大丈夫だということでよろしいんでしょうか。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　　現場の確認については、補足がもしあれば、当然、大下課長のほうからしていただいたらいいと思いますが、先ほど、課長が申しましたとおり、そんなに水が汚れているとか、そういうことはないということですので、大丈夫なんだろうということです。

それで、事業の内容ですけれども、私が知る限りは、その法人登記に書いてある事業は、全てやっている業者さんばかりではないと思います。

先ほど申し上げたのは、登記のほうに、そういうふうに書いてあるので、大下課長が申し上げたということです。

ですので、実際にやられているものもあるかもしれませんけれども、けれども、それは、ちょっと、ほかの事業の内容のことというのは、こちらで全部把握しているわけではないので、そこについては、これはやっている。これはやっていないというようなことまでは、確認は、現時点ではできません。

実際には、先ほど、課長が申し上げたとおり、オニテナガエビの養殖を、そちらの姫路市のほうでされていると。これから事業の拡大をする。あるいは、そういう装置を開発し

ていくために、こちらのほうでチャレンジとして、事業を大きくしていきたいと、そういうことだというふうに認識をしております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　金澤議員。

６番（金澤孝良君）　　　　僕、ちょっと、気になったので、お聞きするんですけど、下水道の件なんですけれども、一般的に、下水道をどのぐらい流したかいう水量なんかは、分かるような装置は設置をされているわけなんですか。

じゃなかったら、適当に、多い時にはと言われたんですけれども、その増減のことが分からないのと、まあ、循環型だと言われましたので、それほど下水はないとは思うんですけれども、そこらあたり量の増減なんか、どういうふうに確認される予定なんですか。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君）　　今、言われましたように、そのメーターがあるわけじゃないので、実際のところは分からないんですけれども、今、まだ、水道水使われるかどうか検討中で、うちとしては、できたら水道水を使ってほしいと。水道水を使った場合でしたら、最初、プールへ入れますよね。それ以降は、排水した水を足していくわけなので、分かるということなんですけれども、それを谷川の水使われる場合には分かりませんので、目視でどのぐらい出ているかで判断せざるを得ないので、できたら水道水を使ってほしいということを要望しております。以上でございます。

〔金澤君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　金澤議員。

６番（金澤孝良君）　　　　できたらというわけで、実際に、どうなるか分からんということで、これから、監視を、最初のうちはされるんだとは思うんですけれども。

それと、ちょっと気になるのが、下水の量なんですけれども、僅かだということなんですけど、例えば、仮に故障して、プールの水が一気に下水に入ったというようなことになったら、非常に下水の施設が満杯になるようなことはないんですか。かなり管の太さがどのぐらいなのか分かりませんけれども、そこらあたり、万が一のことを想定された場合の対処法と言いますか、そこらあたりは大丈夫なんでしょうか。それだけ、ちょっと。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君）　　機械の故障で循環できないということは想定できますけども、

一気に、プールに水がありますので、そこから水が入るわけじゃないのでね、それ以上、想定としては、一気に抜けるということは想定しておりません。

〔金澤君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　金澤議員。

６番（金澤孝良君）　　　　それは、想定はされていないということなんですけれども、万が一ということはありますのでね、仮に、プールの水が一気に、ドッと出るようなことはないんですかということを、例えば、いっぺん水を入れ替えようかなんか言う時に、一般的のプールでしたら、排水どこか、ダーッと流しますはね、学校のプールなんか、ジワジワ流したりせえへんと思うんですけれども、そういったことをされることがないのかどうかいうことだけ、ちょっと、確認したいんです。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君）　　基本的に、そのプールの水を一気に抜かれる場合は、当然、下水道管のほうに入ってきますども、それで、その処理ができないとか、そういったことはございません。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10番（廣利一志君）　　　少し、ちょっと、もう少し詳しく、お話をいただかいないと、ちょっと、この会社のことが、まだ、よく分かりません。

それで、江川での説明会でしたか、例えば、いつ、自治会長さんなのか、住民一般に知らせてお話があったのか、そのあたりについて、ちょっと、教えていただきたいのと、この会社の出席者、社長自身はご出席されて、説明をされたんでしょうか。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）　　失礼いたします。

まず、最初に、地域のほうへ説明をさせていただいたのが、７月５日の19時から、これは江川のほうで説明をさせていただきました。これは役場のほうでということでございます。７自治会長プラス地域づくり協議会の会長、センター長が出席をされ、９人の方が出席いただいております。

それと、先ほど言いました７月24日には、選考委員会というようなことで、ここでは社長が来ていただいて、あと役場のほうが関係課12名、地域が５名というようなことで、説

明会といいますか、選考委員会のほうを開催をしております。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質議ありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10番（廣利一志君）　　　　そうすると、その社長は地域のほうへは行かれていないということですか。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　地域の皆さんにも、そうした説明をさせていただくというのは、どこでするかじゃなくって、どなたに代表して来ていただくかということで、この24日の日には、役場で自治会長さん７名とセンター長や皆さんも来ていただいて、十分、そのへんの事業の内容というのは、非常に、言わば、もう決められた、そうした養殖をするというだけの説明ですから、そんなに大きな課題、問題、質問事項もなかったというふうに聞いておりますけれどもね、そういう説明もしているんですから。

それは、当然、事業をされる社長の方も、その今のプールを見て、何とかここでやってみたいということだということであろうかと思います。

ただ、この事業も、実際にやってみて、本当に、私たちも、それが、どんな事業もそうなんですけれども、この十分に採算が取れるのか、事業として継続されるのか、それは、こちらのほうでは分かりません。事業者において、それができないということで、途中で撤退される場合も、当然、あろうかとは思いますけれども、できるだけ、有効活用という形で活用していただければ、地域の方も期待をされておりますので、よろしくお願いします。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、廣利議員。

10番（廣利一志君）　　　　いや、すごく、それは疑問です。

地域の方は、歓迎されているということですけれども、どうして、その大きな会社でも、社長が、じきじき説明に伺う。どんな地域なのかというようなところは、最低限、これ、するはずです。

にもかかわらず、役場が説明をして、選考委員会には社長が出席すると。住民の方の取りようは、自治会長さんは、もしかしたら、ご理解されたかも分かりませんけれども、一般、住民の方は、歓迎しているというようなところは、ちょっと、それは、早計な判断で、実は、住民の方の取りようは、役場が実施すると、だから、安心だから大丈夫、歓迎すると。そこを、ちょっと、判断を間違われているのと違いますか。これは。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　７月５日ですかね、１回目に行ったのは、これは事前の情報提供ということで、地域のほうに役場のほうが行ったというのは、課長が申し上げたわけです。

その次の、そのプレゼンテーションは、これ別に役場だけがプレゼンテーションを受けたわけではございません。先ほど、課長言いましたとおり、地域の代表の方々が来られて、これだったらいいじゃないかという、おおむねの了解をされたので、優先交渉権者という形で進めたということでございます。

地域のほうからは、これで何か地域課題が大きく改善するとか、そういうようなことではなくて、若い会社が、若い方が頑張ろうとされている、この時に、プレゼンテーションには社長来られて、地域の方とも、当然、会われています。なので、そのチャレンジを、地域としても応援したい。その中で、少しでも地域にも経済効果があればいいなということで、ご了承されたということでございます。

それに加えて、役場のほうから、地域全体を対象にした、そういう説明会も、こちらがするということ自体はいいと思うんですけどということで、地域の代表の方々にも投げかけましたけれども、そこまでは、特に、求められないということで、お返事がございました。

で、その中で、ちょっと、日付までは覚えておりませんが、江川の地域づくり協議会が出している広報紙、そちらのほうに掲載をされて、こういう形で進みますということを、地域の広報紙で掲載をされております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）　　　先ほどのやり取りを聞いていく中で、私たちは、その施設を貸すかどうかという議案としての議決の責任があるんですけれど、その町長の回答の中で、いろんな事業をやってみて、採算が取れるかどうか分からないと。途中で、撤退することもあり得るという話、回答がありましたね。

同じように、学校跡地活用で、途中で撤退した例がありますよね。そういうこともあるので、今回の採決、貸すかどうかということに当たって、町と、その事業者の間で、この事業にかかわる協定というのか、こういう場合はどうする。撤退する時はどうするとかいう、そういう細かい約束事というか、そういうものは結ばれるんでしょうか。お伺いします。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　当然、先ほど、町長、申しましたとおり、事業ですから、これは誰も保証できません。当然、成功したい。あるいはするように事業者として努力はされるわけ

ですけれども、これは、どんな事業でもそうですが、これがうまく回るかどうか、長く続けられるかどうか、これは誰も保証はできないのはご理解はいただきたいと思います。

その上で、何か特別に協定を結ぶというようなことは、これまでもしていませんし、これからも、特段の事業がない限りはいたしませんが、無償貸付けをしているのは、これまでの学校等跡地におきましても、当然、契約は交わしております。その中で、先ほども申しました、例えば、改修する際には、事前に届出が必要ですとか、原型復旧はどこまでですとか、そういったことが無償貸付け契約の中には、謳われておりますので、基本的なことは網羅をしているというふうに思っております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（千種和英君）　　　　廣利議員。

10 番（廣利一志君）　　　　今の副町長の、その事業の成功は、誰も保証できないというのが、これ、随分とこれは考えが甘いというか、そういう認識だと、多分、住民の皆さんの理解を得ていくとかいうふうなところは、そのために、実は、役場がすべきことが、幾つもあるのではないかなと。だから、私は、今のその住民の方、地域づくり協議会の会長とか、地域づくり協議会で触れているということですけれども、どうして、そこに丁寧に、その住民の方に、こういう会社がみえて、この方が社長さんですというふうな形ができないのかなと。

そうすると、やっぱり、自治会長さん以外に、いろんな意見が、もしかしたら出るかも分かりません。手間暇かかるかも分かりませんけれども、より、やっぱり、事業をする時に、スムーズに地域に入っていけるし、いろんなことが、もしかしたら協力得られるかも分かりませんけれども、そんなことが、実は、ちょっと、やっぱり丁寧さがないのではないかなというふうに思うんですけれども、そういう形を会社が来て、さらに、住民の方にお話をしていくというようなことは、考えておられないんですか。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　お答えします。

これ、最初にお話をいただいたのも、相当前だったと思います。ちょっと、日付までは忘れましたけれども。

それから、かなり丁寧に進めて来たつもりです。

こちらのほうから、地域のほうに、何も行かないとか、そんなことを申し上げているつもりは、一切なくて、全然、社長さん、あるいは役場のほうも、そういう対話する機会というのは、別に拒むものでは一切ございません。

で、その事業保証の成功が保証できないと言ったのは、もうそのとおりでございます。これは、これまでの学校等跡地でもそうです。特定の事業者にだけ、役場のほうが、例えば、金銭的な支援をするとかいうことは、なかなか難しいですし、ほかの事業者に対しても、そのようなことは特段はしておりませんが、ご承知のとおり側面的な支援というのは、やはり、町の施設を使っていただいているという側面もありますから、そういったことは、

ほかの事業者でも、そういう側面的な支援というのは、やってまいりましたし、これからも、それについては、継続してまいりたいと思っております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10番（廣利一志君）　　　　繰り返しになりますけれども、その丁寧さって、結局、今、我々が聞いていて、住民の皆さんに、丁寧にそういう形ができたかというと、そんなふうには伝わりませんし、丁寧さと言われるのは、中での丁寧さは、もしかしたらされたのかも分かりませんけれども、住民の皆さん、一般に、その丁寧な説明とか、受け入れていただけるような取組がされたというふうなことは、長い時間があったにも関わらず、それは、逆に、そういうのが、不思議でなりません。その間に、どうしてできなかったのかが。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　　お答えいたします。

これについては、これまでの学校等の跡地、これは学校だけじゃなくて、保育園でもそうですけれども、地域からの求めに応じて、あるいは地域の代表の方々の求めに応じて、そういう説明会を開催したのは、私の記憶では、久崎の日本語学校の件ですね、これについては、そういうようなお求めがございましたので、実施をさせていただいた経緯がございます。

それ以外については、地域の方全体に案内をして、説明会をしてほしいというような、そのようなお声も特にございませんでしたので、当然、地域の代表の方々には、集まっていただいてご説明したり、意見交換したりというようなことはございましたが、それ以上、こういうことやってほしいという声がなかったので、それ以上していないという、それだけでございます。今回の江川の件についても、同様なことでございます。

で、地域の中で、先ほども申し上げましたが、地域づくり協議会の広報紙で、こういう形で進んでいますよということを、地域としてもお知らせをされたと、そういうふうに認識しております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかの質疑はございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第３号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第３号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、多数です。よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午前 11 時 15 分とします。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時１３分　再開

議長（小林裕和君）　　　　おそろいですので、休憩を解いて、会議を再開します。

町長より発言の申出がありますので、許可します。庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　自席でよろしいか。

議長（小林裕和君）　　　　はい、どうぞ。

町長（庵逧典章君）　　　　失礼します。ちょっと、当初、申し上げました施政方針の中の最後に、本年度といいますか、令和６年度の当初予算についての、それぞれの会計の総額が、私の原稿のほうが、最初、ちょっと、前の原稿を持っておりまして、間違った報告をしてしまいました。その部分を訂正させていただきたいと思います。

一般会計におきましては、139 億 9,202 万円。特別会計７会計ございますが、合わせて 56 億 9,136 万円。水道、下水道会計が公営企業会計になりましたので、簡易水道事業会計 18 億 1,299 万円。下水道事業会計が 19 億 7,852 万円。全会計合計で 234 億 7,489 万円。これは、申し上げたとおりだと思います。

前年度から比べまして、10 億 9,506 万円の令和６年度は増額となっております。

以上、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

日程第 12．議案第４号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 13．議案第５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 12 に入ります。

日程第 12 及び日程第 13 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第４号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について及び日程第 13、議案第５号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての２件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第４号、第５号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、一括議題とされましたので、まとめて提案のご説明を申し上げます。

辺地総合整備計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、いわゆる「辺地法」に基づき、辺地とその他の地域間における生活文化水準の格差是正を図るため、辺地を包括する市町村が策定する計画であり、この計画に基づいて行う公共的施設の整備に対しては、辺地対策事業債の発行という財政上の措置が認められております。

辺地対策事業債は、国の予算枠には限りがあるものの、交付税措置率８割という、大変有利な地方債であり、町では、合併特例事業債の発行枠や過疎対策事業債の配分額が限られる中で、少しでも財源を確保するべく、辺地総合整備計画を策定し、辺地債の活用を図っているところでございます。

現在、佐用町には、辺地法に基づいて認定された 33 の辺地があり、今年度新たに奥金近、仁方、末包・東中山・大畠、真宗の４つの辺地におきまして、道路・橋梁修繕事業についての計画策定を行うことに加え、既に策定した計画のうち 15 の辺地にかかる道路・橋梁修繕及び簡易水道施設更新事業におきまして、新たな事業や工事内容の追加による計画期間の延長、事業費の増減等について計画変更を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、新規に策定する計画としては、道路修繕工事を奥金近、仁方、末包・東中山・大畠において、橋梁修繕工事を真宗辺地で計画をいたしております。

変更する計画といたしましては、平福辺地、海内・桑野辺地において橋梁修繕工事の追加、豊福・平谷、淀辺地において道路修繕工事・改良工事の事業追加、大木谷・西河内辺地において水道管布設替工事の事業費の増額、福吉・南中山、大垣内、福中、桜山辺地において水道施設機器更新工事の追加、金子辺地において水管橋架替工事の追加、宇根・皆田辺地において水道施設機器更新工事、道路修繕工事の追加、西大畠辺地において橋梁修繕工事の事業延期および事業費の増額、上秋里・西新宿辺地、大酒辺地において道路修繕工事の追加、河崎辺地において橋梁修繕工事の増額、船越辺地において水道管布設替工事の増額、道路改良工事の追加を内容とする変更を行います。

これにより、本町の辺地計画は、昨年度で終了したものを除くと 21 の辺地で計画を策定しておりますが、計画は町の事業計画に合わせて、来年度以降も随時更新していく予定であり、今後も継続的に活用を図っていきたいと考えております。

なお、上程した計画案は全て辺地法に基づき、県との事前協議済みであり、今後、議会の議決を経て国に正式提出する予定でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第４号及び議案第５号の２件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 12、議案第４号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　岡本議員。

11番（岡本義次君）　　　　この中で、こういうふうに過疎債とか使ってもらって、いいものにしていくという方向については、何ら異論はないんですけれども、この辺地度点数言うんですか、これ奥金近が146点とか、それから、仁方が137点、それから、末包、東中山、大畠が189点、それから、真宗が155点、こういうような点数については、どういうふうな格好の中で基準をはじき出しておるんでしょうか。お示しください。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）　　お答えをいたします。

この辺地度点数につきましては、役場、医療機関、郵便局、小中学校、また、バス停までの距離が遠隔であることなど、へんぴな程度を示す点数ということで、国のほうが点数をつけております。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第5号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　岡本議員。

11番（岡本義次君）　　　　判定の点数というのは、同じ考えでいいと思うんですけれど、この中で、道路の場合は、例えば、舗装が大分傷んできて直さんとあかんとか、そして、橋梁の場合、どういう基準を持って、この中に入って行っておるのか、そこらへんについて、ちょっと。

〔建設課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君）　　橋梁につきましては、5年ごとに実施しております橋梁点検ですね、それに基づきまして、その判断結果が、ちょっと悪いかなというようなところを、実施しております。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14．議案第6号　過疎地域持続的発展計画の変更について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 14、議案第6号、過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上を目指し、過疎自治体が策定するものであり、計画を策定した自治体には、国予算枠には限りがございますが、計画に記載している事業に対して、7割の交付税措置がある過疎対策事業債の発行が認められるものでございます。
本町においては、令和3年9月に令和3年度から7年度までを期間とする計画を策定したところでございますが、来年度以降過疎債を活用して実施予定である事業について、計画に記載されていないものがあり、過疎対策事業債の適用を受けるため計画変更を行うものでございます。
具体的に申し上げますと、畜産クラスター事業、播磨科学公園都市の火葬場、こぶし苑の改修事業、給食センター改修事業の3つについて、計画本文及び事業計画の表への追加

を行います。
　なお、上程した計画案は全て過疎法に基づき、県との事前協議済みであり、今後、議会の議決を経て国に正式提出する予定でございます。
　以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。
　なお、本案件については、本日即決とします。
　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（千種和英君）　　　岡本議員。

11 番（岡本義次君）　　　今の説明ありましたけれど、この中で、「肉用牛のうち子牛を産ませ育てる繁殖事業については」と載っておりますけれど、こういう方が、新たに、佐用では、まだ、西山の方で、この前、去年ですか、いろいろ現地も見せていただいたり、ずっとやられておるいうのは分かっておりますけれど、それ以外の方が、新たに出て来ておるというようなことは、あるんでしょうか。そこらへんについて。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　お答えいたします。
　今時点では、新たにという方はいらっしゃいません。

議長（小林裕和君）　　　ほかに質疑ありますか。

〔児玉君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　児玉議員。

7 番（児玉雅善君）　　　今現在、畜産クラスター事業、進んでいるかと思うんですけれども、今の現在の進展状況、どこらへんまで地元の交渉が進んでいるのか、今後の見通し等をお聞かせ願いたいと思います。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　地元で、全体、住民の方、お集まりいただいて、事業説明等をさせていただいた上で、個別に用地の取得に向けて、土地所有者の方のところにお願いに回っておる段階でございまして、そこで、ちょっと、時間かかっております。引き続き、用地のお願いに努めてまいりたいというふうに考えておる段階でございます。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔児玉君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　児玉議員。

７番（児玉雅善君）　　　　それで、地元の方で、絶対売らへんいう方もいらっしゃるように聞いています。今後のそこらへんの今後の見通し、また、新たに、ほかの候補地を考えることもあるのかどうか、そこらへんの見通し、お願いします。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　お答えいたします。

現時点におきましては、今、事業計画を立てておるところで、もう少し粘り強くお願いに努めてまいりたいと思っておりまして、駄目だから、次、探すというようなことは、今の時点では考えてございません。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第６号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第６号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15．議案第７号　第３次佐用町障がい者計画および第７期佐用町障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画の策定について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 15、議案第７号、第３次佐用町障がい者計画および第７期佐用町障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵浴典章君）　　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第７号、第３次佐用町障がい者計画および第７期佐用町障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画の策定につきまして、３つの障がい福祉計画を一体的に策定する提案のご説明を申し上げます。

３つの計画を策定する法的根拠は、第３次佐用町障がい者計画が、障害者基本法第 11 条第３項、第７期佐用町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項、第３期佐用町障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に規定され策定が義務づけられている計画で、佐用町議会基本条例第８条第３号の規定により、別冊の第３次佐用町障がい者計画および第７期佐用町障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画（案）について、議会の議決を求めるものでございます。

３つの計画の違いを述べますと、障がい者計画が、基本理念、基本目標を定めることによって、佐用町の障がい者施策の指針となるもので、佐用町は令和６年４月から９年間の計画期間としているのに対して、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、障害福祉サービス等の提供の具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策、その見込み値を定めた３年間の実行計画書であります。

３つの計画は、理念から実行まで一体となって進めるべきものであり、平成 19 年に策定を始めて以来、１つの冊子として策定してまいりました。

３つの計画案の概要を、ご説明をさせていただきます。

本計画は、第１章から第６章までで構成されております。

第１章では、計画の策定に当たり、策定の背景、位置づけ、体制を示しております。

第２章と第３章では、障がい福祉の課題をあげ、基本理念を「笑顔で生きがいを支える温かなまち」とし、障がいのある方が笑顔で暮らせるように、その取組みを示しております。

第４章は、障がい者福祉計画、第５章は障がい児福祉計画として、障害福祉サービスの実態と令和８年度までの目標を数値で示しており、令和６年度から具体的な支援を実施してまいります。

この障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間は３年間となっており、３年ごとに障害福祉サービス等の目標を見直して計画を策定するとともに、毎年１回開催する佐用町地域自立支援協議会で評価と見直しを行って障がい者の視点に立った福祉施策を進めてまいります。

第６章は、資料編として、障がい者へのアンケートや障がい福祉事業所への聞き取りの結果の抜粋を掲載しております。調査結果の全体はホームページで公開することといたしております。

計画の策定に当たっては、佐用町障害者福祉計画策定委員会へ策定の協議を諮問し、住民や関係団体など各層へのアンケートの結果や社会情勢、町の障がい者福祉の実情を踏まえて最終案として取りまとめて、答申されたものをこの議会に諮っております。

以上、ご説明をさせていただきましたが、それぞれご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としています議案第７号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
ただ今議題としています、議案第７号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　異議なしと認めます。よって、議案第７号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16．議案第８号　工事請負契約の変更について（上月支所庁舎大規模改造工事）

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 16、議案第８号、工事請負契約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第８号、上月支所庁舎大規模改造工事にかかる工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
現在、上月支所庁舎の大規模改造工事を進めており、３月末には完成の予定となっております。
本工事に係る工事請負契約は、昨年６月定例会において、ご承認をいただいておりますが、本議会において、その契約額を増額変更しようとするものでございます。
主な変更内容といたしましては、実際に、工事を進めていく中で生じた、内外装改修工事の数量の変更や、空調設備工事に伴う追加工事によるもの、また、ケーブルテレビ基地局改修工事に伴う電気工事の追加などが主なものとなっております。
このたび、工事の完成も迎える中で、最終的に変更額が確定をいたしましたので、本議会に変更契約を上程をさせていただくものでございます。
その額､変更額につきましては､現在の契約３億 7,895 万円に 995 万 5,000 円を増額し、３億 8,890 万 5,000 円に変更しようとするものであり、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。
ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　岡本議員。

11番（岡本義次君）　　995万円ほど増額となったわけでございますけれど、工期については、変わりないんですね。そのままの格好でいくということですね。

〔上月支所長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　福岡上月支所長。

上月支所長（福岡真一郎君）　　失礼します。
工期につきましては、当初から変更ございません。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第８号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第８号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

日程第17.　議案第９号　協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他２施設の建設工事委託に関する協定）
日程第18.　議案第10号　協定の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第17に入ります。
日程第17及び日程第18については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。
よって、日程第17、議案第９号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他２施設の建設工事委託に関する協定、及び日程第18、議案第10号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第９号から議案第10号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第９号、協定変更について、ご説明を申し上げます。

本協定は、令和５年３月議会で協定の変更の承認をいただきました、佐用浄化センター他２施設の佐用町ストックマネジメント計画に基づく、水処理・汚泥処理に係る機械設備、電気設備の改築及び、汚泥集約化による前処理施設建設工事で、令和３年度から令和５年度末までの３か年で実施をいたしております。最終年度を迎えるに当たり、日本下水道事業団に委託している事業の令和５年度の決算見込みによって協定額を変更しようとするものでございます。

現在の契約は、消費税込みの協定金額12億2,300万円を3,060万円減額し、11億9,240万円に変更をしようとするものであります。

続きまして、議案第10号、協定変更について、ご説明を申し上げます。

本協定は、令和５年３月議会で協定の変更の承認をいただきました、南光浄化センターの佐用町ストックマネジメント計画に基づく、水処理・汚泥処理に係る機械設備、電気設備の改築工事であります。電気設備改築内容の見直しに伴う工事費の増額により、協定額を変更しようとするものであります。

消費税込みの協定金額８億3,768万6,000円を2,700万円増額し、８億6,468万6,000円に変更をしようとするものであります。

いずれの協定も工事の請負契約に準ずるものであるため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第９号及び第10号につきまして、説明させていただきました。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第９号及び議案第10号の２件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第17、議案第９号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道佐用浄化センター他２施設の建設工事委託に関する協定に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第９号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第９号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 18、議案第 10 号、協定の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19．議案第 11 号　財産の取得について（山林）

議長（小林裕和君）　　　　続いて日程第 19、議案第 11 号、財産の取得について（山林）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

令和４年度より、森林整備の促進のために、所有者による経営管理が困難な山林を町有化し、併せて町が、将来にわたって健全な森林を経営管理するとともに、「所有者不明の森林」や「放置森林」を解消することを目的として、佐用町町有林化促進事業要綱を制定し、山林の買取り及び寄付の受納を進めているところであります。

これまでの実績といたしましては、615 ヘクタールの山林を町有化したところでございます。この事業において、申請のありました案件の中に、議会の議決を要する申請がございましたので、今回、上程させていただいたところであります。

今回、取得しようとする財産は、佐用町上月字竹ノ空 37 番地 17 他 16 筆で、取得予定面積は 51 万 2,829 平方メートル、約 51 ヘクタールで、取得金額は、土地と立木と合わせて 747 万 2,280 円でございます。

相手方は、兵庫県佐用郡佐用町上月 478 番地、上月生産森林組合組合長理事、大谷五左衛門（ござえもん）氏でございます。

地方自治法第 96 条第１項第８号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例３条規定に基づき、財産の取得をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　　山林の町が購入するのは、これまで、町民というか、個別だったと思うんですけれど、今回は、上月生産森林組合ということで、相手方が特定されております。この経過について、説明加えてください。お願いします。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　お答えいたします。

原則、個人の方を対象に、と言いますのが、その所有者不明森林の解消ということであれば、確実な法人でありますので、所有者が不明ということには、なかなかならないんですけども、生産森林組合自体が、やっぱり社会情勢の変化によって、なかなか林業がなりわいとならなくなったというところから、運営がかなりしんどいというお話を、各生産森林組合の方からお聞きしております。

で、今回においては、生産森林組合を解散したいという最終的な目的がございまして、そのために財産処分をしたい。で、財産の処分先として、町行政であれば、非常に安心感もあるというようなことから申出があり、ほかの生産森林組合からも相談は受けてはおるんですけれども、現時点で、地元の生産森林組合の総会で議決を経て、ここの申請にまで至ったというのは、上月生産森林組合だけでございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10 番（廣利一志君）　　　　場所が、ちょっと、まあ、すみません、ちょっと、これではよく分からないんですけれども、まあ、その、近隣の山林と比べて特徴的な、樹種については、圧倒的な人工林だとか、広葉樹が圧倒的に少ないとか、何かそういう特徴的なものはありますでしょうか。

あと、作業道については、やっぱり整備は必要、必要最低限あるのか、もう全く使えな

いのか、どんな感じなんですか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　場所に関しましては、JR 上月駅の南側に大平山と、大平山上月城というような史跡もありますけども、そちらの周辺が一番大きな団地でありまして、そのほか、下上月のほうにもあり、力万のほうまで続くような非常に広大な 50 ヘクタール以上ございますので、広大な土地でございます。

で、その中にも公団造林と言いますけれども、森林整備センターとの分収造林契約地もございます。非常に少ない 3 ヘクタールぐらいなんですけれども、それ以外に直営林ということで、組合員の皆さんが直接植林されて、育林されているというようなこともございますが、全体的に人工林率、人工林の割合は、全体の半分にも及ばない程度で、天然林が非常に多くございます。そういった状況でございます。

あと、作業道の状況なんですけども、人工林の中で、数年前に間伐事業を行いました。その時に、ある程度、作設してある作業道もございます。ただ、全域では、当然、ございません。間伐をした範囲にのみ作業道は入れておるので、道のないところも、当然、多数ございます。以上です。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　私のほうからも、ちょっと、補足説明をさせていただきますけれども、平岡議員からも質問のありました、いわゆる個人ではなくて、こうした法人なり部落有林とか地区有林とか、そうした形で所有されている山、そういう山林について、基本的には、町としての想定は、個人が管理できない山、山林を町有化をしていくということが基本的な方針として、これをスタートしているんですけれども、これまでにも、もう既に、こういう計画をつくる前、事業を開始する前にもなりますけれども、やはり、その地域では、森林、継続して、それを受け継いでくれる人がいない。もう登記も個人の登記のままで、次々と、その相続登記を部落の代表者の登記をしていくことが、もう困難であると、そういう観点から、奥長谷地域でも、20 ヘクタールを超える山林を町へ、これは寄附をしたいということで、町の名義に変えさせていただいております。

そのほかの、やはり、こうした生産組合も、以前は、地域でみんなで管理をして、育ててきた山林も、なかなか、当然、個人と同様に管理が、もうできないし、それを相続していくということについては、非常に負担がかかると。しかも、この相続をするに当たっての、また、生産森林組合としての税金も組合としてかかるんですね。そういう負担もかかってくるということの観点から、何とか、この町に、こういう個人と同じように、町有林化として拾ってくれないかという相談もありますし、一方、やはり長年、やはり地域として、みんなで守ってきた山林、これを守るためには、地域が地縁団体を組織して、そうした相続登記を、一々、代表者相続じゃなくって、その集落の登記で行うという、こういうことの相談も受け、指導も町としてもさせていただいて、できる限り、やはり、地域でも、これを管理して、今後とも、管理していただくように、そういうこともお願いをしております。

それぞれの地域によって、事情も違ったり、なかなか、以前からの長い歴史の中で、たくさんの名義人に分けられている山林もあったりして、一概には、全て簡単にはできないんですけれども、地域の皆さん方の、その状況も相談を受けながら、適宜、進めていきたいということを考えておりますので、まあ、よろしくお願いしたいと思います。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。間もなく、お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　異議なしと認めますので、このまま審議を継続します。

日程第20. 議案第12号　佐用町土づくりセンター指定管理者の指定の期間の変更について

日程第21. 議案第13号　佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第20に入ります。

日程第20及び日程第21については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第12号、佐用町土づくりセンター指定管理者の指定の期間の変更について、及び日程第21、議案第13号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についての２件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、一括上程いただきました議案第12号、佐用町土づくりセンター指定管理者の指定期間の変更と議案第13号、指定管理者の指定につきま

して、提案のご説明を申し上げます。
佐用町土づくりセンターは、平成４年の設置当初から兵庫西農業協同組合に管理・運営を委託し、行っていただいてきましたが、令和５年 12 月の全員協議会でもご報告をさせていただきましたとおり、作業員の確保や収益面での深刻な問題を抱えられ、今後の運営が困難な状態でございます。
また、町におきましても、施設の修繕費や指定管理料等により、毎年 1,000 万円を超える経費を支出しており、経費の削減が大きな課題となっているところであります。
今後も安定した運営を行い、経費を削減しつつ確実な公害の防止、堆肥の有効活用を図るため、指定管理者の変更について、現指定管理者である兵庫西農業協同組合や地元の末包集落と相談・協議を行いながら、新たな管理者の模索に努めて参りました。
そして、このたび、新たな指定管理者の公募を行い、候補者を選定をいたしましたので、本議案を上程させていただいているところであります。
まず、指定管理期間の変更について、ご説明をさせていただきますが、これは、新たな指定管理者を指定するため、現指定管理者である兵庫西農業協同組合の指定管理期間を、令和８年３月 31 日から令和６年３月 31 日へ短縮・変更するものでございます。
なお、当該変更については兵庫西農業協同組合と協議済みであり、議会の議決を条件として、指定管理期間を令和６年３月 31 日までとする仮協定を締結いたしております。
次に、指定管理者の指定について、ご説明をさせていただきます。
新たに、指定管理者の公募を行った後、適正な選定を行うため、指定管理者選定委員会を開催し、佐用町山脇に本社を構える近畿農産資材株式会社を候補者として選定いたしました。当事業者は、堆肥の生産・販売事業を大規模に展開されており、牛糞の処理や堆肥生産に関して、高い技術力と豊富な経験、機械、人材を持っておられ、堆肥の販売についても長年培われてきた販売ルートをお持ちであります。佐用町土づくりセンターを安定的に運営しつつ、収益化を通じて経費削減を図ることができ、指定管理者としてこの上もない候補者を選定できたというふうに考えております。
また、先立って、地元である末包自治会におきまして、事業者から事業計画や実施方法についての説明も行い、了解を得ております。
本案件は、当該候補者を令和６年４月１日から新たな指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
なお、他の指定管理施設と期間を合わせるため、期限を令和８年３月 31 日といたしております。
以上、ご説明をさせていただきましたとおり、何卒、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。
ただ今、議題にしております議案第 12 号及び議案第 13 号の２件については、本日即決とします。
順次、質疑、討論、採決を行います
まず、日程第 20、議案第 12 号、佐用町土づくりセンター指定管理者の指定の期間の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔幸田君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　幸田議員。

３番（幸田勝治君）　　　佐用町土づくりセンター指定管理にかかる協議ということで、佐用町と兵庫西農協が、もう協議されたということで、その運営方針とか、専門業者への指定管理の変更は、佐用町と兵庫西農協が協議されたということを、今、町長からお聞きしました。

それで、これからの、移行後のことなんですけれども、今、兵庫西農協で、兵庫西農協のブランド品としてある輝米とかの肥料散布。それと、年に２回ほど、佐用町の名産である、そのあさぎりスーパーコンポ、町民の方に、年２回ほど、安売りをしております。そういった事業の継続について、次の業者の方に引継ぎとか、されているんでしょうか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　はい、お答えいたします。

まず、１つ目の堆肥の散布。要は、有機栽培による水稲なり、お米の価値の向上といいますか、そこに関してなんですけども、こちらも土づくりセンターで生産した堆肥の有効活用ということで、これまで農協さんのほうにお願いして、実施をしていただいておりました。

今後も、継続するかどうかというのは、やはり営農の方針に基づくものだと思っておりまして、ただ、次の指定管理者の方に、直接散布してくださいと言っても、それはもう、技術的にも不可能でございますので、JA さんとして、営農のやり方ですね、仕方、これまで取り組んできておられた有機栽培米までいかないですね、有機を活用した生産というものを継続されるかどうかというのは、今、お尋ねしておるところでございまして、町といたしましても、それを継続していただけるのであれば、もちろん、積極的に支援はしていきたいというふうには考えておりますが、今の時点で、その具体性というのは、まだ、そこまで協議は整っておりません。引き続き、協議してまいりたいというふうに考えております。

それと、２点目が、あさぎりスーパーコンポの生産に関してなんですけれども、それは、土づくりセンターで製品化されたものを、小売販売しておったということでございますので、そちらの取扱いはできなくはなるんですけれども、もし、その JA さんのご希望で OEM 生産なりで、独自の商品をということであれば、我々も、その次の指定管理者の方に依頼して、一緒に協議はできるかなと思っておりますので、そこも含めて協議は進めていきたいというふうに考えております。

議長（小林裕和君）　　　ほかに質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　岡本議員。

11 番（岡本義次君）　　　今まで、どう言うんですか、作業員が不足したり、収益面で毎年 1,000 万円からの補充があったということでございます。

今度、近畿農産に変わることによって、それらの分は、今まで牛糞の販売とかで得られたり、立派にされておるわけなんですけれど、その 1,000 万円の繰入れとか、そういうふうなことはどうなるんでしょうか。そこらへんについては、どうですか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　お答えいたします。

今回の公募に当たりまして、近畿農産資材さんから、今後の見積もりをご提示いただいております。そこを見ますと、やっぱりスケールメリットが主な原因だとは思いますけども、従来の指定管理料よりも安く見積りのほうをご提供いただいておりますし、また、製品の製造過程とか、非常にスケールメリットを生かして、合理的に活用できるというお話ですし、また、販路も固定と言いますか、確実にお持ちなので、そういった総合的に見て、問題はないというふうに判断しておるところでございます。

議長（小林裕和君）　　ほかにございますか。

〔幸田君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　幸田議員。

３番（幸田勝治君）　　それでは、堆肥の散布とあさぎりスーパーコンポ、よろしくお願いして、挨拶終わります。挨拶じゃない、質問終わります。

議長（小林裕和君）　　ほかにございますか。

〔山本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　山本議員。

12番（山本幹雄君）　　今回、近畿農産ということで、ああそうですかと。

でも、私、かなり以前に、近畿農産のある方から、うち土づくりセンターやらせてもらえないかというような話があったことがあります。それで、ちょっと、話させてもらった時には、それは、やっぱり地元の方から、なかなか許可が得られないだろうという返事をもらったと思います。

そして、ちょっと、言いにくい話ですけれども、ある産廃の時に、日量３トンぐらいだったら土づくりセンターでお願いできないのか言うと、後で、佐用の議員のから、山本君、そんなこと言いよったらいってまわれるで、偉い目を見るで言われたことがあります。これ本間の話です。そうかと。あそこについては、僕らは、そうそう触れない。

ただ、過去の経緯いうのがありますね。昔に、その明石のほうから、こちらのほうへ来て、県のほうと一緒になって一生懸命やった。ただ、そこにおいて、いろんな環境の問題、はっきり言うと、牛糞の問題なんかがあったことで、町長らも大変苦労されたと思います。そういう中で、何とか、町も、この環境をよくしなければならないという中で、JAさんと一緒になって、そういう散布事業もやられてきたんだろうと思います。

で、そういった方は、ある種、そういう佐用町の環境に対して、非常にこう努力、頑張って、一緒に佐用町と頑張って来られた方であるということは、もう間違いないと思うし、誰も否定はできないと思います。

ただ、そういう意味において、私、近畿農産さんに変わることについては、そんなに異論はないんですけれども、そこにおいて、はい、今まで、ここは農協がやってきて、近畿農産に変わるから、スポンと切っていいものかどうかと言うと、ちょっと、そこは丁寧に対応してもらいたいと。そうじゃないと、今まで、町と農協と一緒になって、その地域の環境を守ってきたと言われる方たちに対しては、やっぱり失礼になってしまいます。一生懸命、その地域の環境を守るために散布なんかもしてきたわけですから、そういう人たちのことも考え、常に丁寧に、そして、近畿農産さんのほうにも、そういった要望、強い要望だけは、きちっとしていただかないと、今まで頑張って来られた人が、私、何のために頑張ってきたんやと、それでは、辛いがなというような思いだけは、さすわけにはいかない。

私たち議員いうのは、町長以下、職員のためにあるわけではない。地域住民の方が、少しでも安全で安心で暮らせるために、我々議員がいてる。地域住民の方、今まで頑張って来られた方が、少しでも安心して、変わるのに当たっても、まあ、よかったなと言えるような状況をつくってもらえるように頑張っていただきたいし、そういう思いは、町長、どうですかね。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　山本議員からお話しいただいたように、この土づくりセンターというのは、過去の歴史、振り返ると、当時、末包という地域に、ああして、西播酪農を中心とした公社が畜産団地を造成して、なかなかし尿、堆肥の処理ができずに、大きな畜産公害を下流の皆さん方に起こしてしまったというところから、町としても、その公害対策、公害を何とか、これを解消することと、それに併せて、そこから生まれる堆肥を使った、土づくりをして、農業の振興にも貢献を、取り組んでいこうということで、ああした施設を建設をし、その運営に当たっては、農協さんにも、非常に協力をいただいて、そして、これまで、あそこで、あの末包で飼われている牛だけの処理を、堆肥の、牛糞の処理を行ってきたところです。

実際に、当時と比べると、事業者も、本当に、今は、２業者になって、非常に頭数も減り、生産量も少なくなってしまっておりますし、それだけではなく、そういう中で、きちっとした処理を行ってきた、そういう努力によって、本当に地域の皆さん方、約30年近くなるんですけれども、本当によくなったと、安心して、皆さん方、昔のこと思えば、本当に嘘のようだということで、非常に努力は評価をしていただいたところです。

ただ、過去のそうした非常に大変な状況を、皆さん、記憶の中にありますので、あの施設を、もっと活用して、もっともっとたくさんの、言えば処理もして、そうした堆肥も生産ができればということを考えてきたんですけれども、なかなか、それに、他の地域から牛糞等を、そういうものを持ち込むということについては、非常に抵抗感があって、これまで、なかなか、それはできなかったと。

ただ、この30年の結果を見て、町の努力、農協さんと一緒になった、こうした取組も、皆さん、本当に、それを評価していただいて、このたび、もう、いつまでも、前の状態では、これを運営をしていくことはできないということも、地域の方も非常に理解もしていただいて、今後、近畿農産が、新たな、例えば、そこにある処理をしていただくことが基本なんですけれども、それに加えて、もっと、今、これからの時代に必要なハイブリッドの肥料とか、そういうものの生産を行なったり、公害なり、そういうものを、しっかりと

防ぐという、その公害対策ということについては、当然、引き継いでいただくんですけれども、それに加えて、こうした有機肥料の事業を拡大もしていくという、その方向の中で、これから、近畿農産の今の事業に合わせて、また、豊富な技術や経験をもとに、改めて、この末包の、この施設を活用していただくということ、このことは、佐用町の農業にも、これからも資することではないかということ含めて、地域の皆さんも、非常に理解をしていただいたということであります。

ですから、あの施設は、皆さんも上がっていただいた方もいらっしゃると思うんですけれども、限られた大きさなので、そんなに大量に処理をするようなことはできないんですけれども、近畿農産も、いろんな、こういう有機肥料なり、土づくり資材を生産をされております。そこでブレンドしたり、いろいろなこともされるというふうに思うんですけれども、今、生産、あそこで事業を行われている２つの牧場ですね、その方たちも一緒に協力していただいて、新たな堆肥、有機肥料というものを生産、あそこで製造しながら、今、幸田議員からもお話のあった、これまで、それを利用した佐用町の１つの銘柄として、あさぎりスーパーコンポとか、それから、コシヒカリの土づくりセンターの堆肥を使った輝米という名前での生産にも取り組んでいただいたと、そういうところも、農協、営農センターのほうでも、また、今後、どうしていくか。もし、それを量的には、本当に、そんなに、たくさんの面積、散布するだけの生産は、既に、できていないんですけれども、そういうことについて、今度は、近畿農産も事業としてやっていくわけですから、これまでのような、町が安い価格で、それを幾らでも提供してくださいというわけには、当然、いきません。そういうことを、継続してされるとすれば、していただくとすれば、町としても、それに対して、何らかの、当然、支援をしていかないといけないし、それは、課長も申し上げましたように、これから、今、使っていただいている方、また、営農センター、JA さんとも、今後については、そのへん、しっかりと、協議をして進めていきたいということを考えておりますので、何とか、前へ進めていかないと、今、施設としても、もう、あれを放置して、そのまま、事業者に、後は勝手に、ちゃんと自分の責任でやってくださいというわけにはいかない施設だということは十分、過去の歴史、経過から見てもご承知いただいていると思いますので、その点、１つご理解を、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔山本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　山本議員。

12 番（山本幹雄君）　　　　ちょっと、私も無責任な、今日、さっき発言させてもろたというのがありまして、どういうことかと言うと、私もね、土づくりセンターに年間 780 万円ぐらい、ずっと出ていると。それ以外にも、結構、言ってはいいかどうか分からんけど、お金も出て行くし、これどうなのという意見も、結構厳しい意見もさせてもらったと。そういう中で、今回、そして、今のままでは、当然、やっていけないという状況の中で、こういう話も出てきたんだろうということは、十分に承知しておりますけども、ただ、そういう中で、やっぱり、もう一度、しつこいようですけども、一緒に佐用町の、そういう環境を守るいう意味で一所懸命に江川の環境を守るいう意味で頑張って来られた方のために、そういう方のあれを、やっぱり、きちっと守ってもらうということで、予算のほうも、今まで、780 万円だったんが、言っていいかどうか分かりませんけど、600 万円まで縮小されてい

ると、予算書見させていただいたら、180 万円ぐらいは、確かに減っているし、そういう意味では、僕らが言ってきたことが、ちょっと、あれしたのかな、よくなったのかなと思いますけども、ただ、やっぱりね、しつこいようですけれども、今まで一緒にやって来られた方のためにも、そこらへんだけ、後だけは、きちっとしていただきたいなということで、よろしくお願いしたいと思います。

質疑なのか、要求なのか分からないようになりましたけれども、ここらへん、よろしくお願いします。はい。

議長（小林裕和君）　　　　答弁、よろしいですか。

12 番（山本幹雄君）　　　　一応、答弁な、一言だけ、頑張るとだけ言ってもらえたら。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　本当に、地域の皆さんとお話しても、やはり長く、これまで継続して、町が、ここまでよくやってくれたという、そういう言葉もいただきましたし、その言葉に応えながら、これからも、ああいう問題が発生しないように、ちゃんと行政としても、責任を果たしていくということを含めて、土づくりセンターの運営、これからも、しっかりと、いろいろと協力を、皆さんに協力いただきながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はございますか。

〔廣利君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　廣利議員。

10 番（廣利一志君）　　　　今、町長のほうから、話がありましたように、現在、２業者ということで、平成４年設置で、乳牛の頭数も、かなり２業者ですから、当初、10 業者ぐらいあったんですか。もっと、あったんですか。西播酪農とか、いろいろありましたから、もっと。

で、頭数の変遷なんかも、ここに来て、要するに、グッと減ってきたというか、タイミングのところで、ちょっと、私は、末包集落の皆さんとの協議ということが、丁寧な協議を重ねた結果が、今回の、その指定管理者の変更という形になったという捉え方でいいんでしょうか。いかがですか。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　末包については、先ほど申しましたような経過、歴史の中で、その後、毎年、公害対策委員会というのを設けて、それで、地域の方も、現地を毎年上がって、長い間一緒に見たり、そういう中で、環境改善に努めてきたという経過があります。

それは、非常に長い、あれから30年近くなって、当初、本当に、あそこの規模に対して、それを大幅に上回る牛が、あそこで飼育されるということで、そういう問題が起きたんですけれども、事業者も、どんどんと撤退をされ、また、事業としても倒産をされたりというようなこともありました。

で、もう、今、事業、あそこで牛を飼われている２業者になってからは、もうかなり長いですね。もう10何年、２業者の方が、ずっと、同じような頭数を、あそこで飼育されて来ているという状況なので、ある意味では、そんなに、ここ最近になって、急激に減ったということではありません。かなり以前から、そういう状態になっております。

そういう中で、そういう状況の中でも、そうした公害対策委員会というのは、毎年、開催しながら、地域の方も状況を見て、本当に、これなら安心で問題はないというところまで、ずっときたというところでありますので、まあまあ、その後は、先ほど申し上げたとおりです。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はございますか。

〔児玉君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　児玉議員。

７番（児玉雅善君）　　　　関連した面もあるんですけれども、今のあの施設ですね、前も産業厚生常任委員会で、あそこ見させていただいたことがあるんですけれども、相当、老朽化して、あちこち傷んできています。そういった面で、いずれは大規模改修も必要になる。存続するのならばですよ。必要になるかと思うんですけれども、そこらへんの計画があるのかどうか。

それと、今、ずっと出ています２業者の方なんですけれども、後継者ですね、もうかなりの年配になっていらっしゃいますので、後継者の問題もありますので、その継続性、どうなるのかということ、そこらへんの見通しなんか、分かりましたらお願いします。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　今、事業をされている方の状況というのを、私どもが、ああだ、こうだと、それこそ、予測して申し上げるということは、それこそ、失礼ではないかと、一生懸命、今、事業を行ってられております。ただ、それが、いわゆる状況によっては、もう、なかなか続かないというのは、これはどんな事業にもありますけれども、今あるものというのは、やっぱり、ちゃんと処理もしていかなきゃ、事業を継続されている以上、していかなきゃいけないということであります。

それから、施設も建設してから30年以上たって、相当、部分的には老朽化し、これまでにも、コンクリートなんかの、そうした堆肥を発酵させる槽なんかの補修工事なんかは行ってきました。

ただ、まだ、屋根とか、やはり、発酵するというのは、いろんな、そうした、発酵する時に塩分を含んだガスが発生をしますので、それによって、屋根材なんかの老朽化が非常に激しい。まあ、こういう点について、指定管理を行っている事業者に全て、これを継続して、そのまま、後やってくださいと言っても、これもなかなか、当然、そんなに利益の上

がる事業ではありませんのでね、規模とか、実際の事業、経営状況、そういうものも協議をさせていただきながら、近畿農産さんも、長年、この佐用町の地で、あれだけの大きな事業を、実際に運営を、経営をされている方でありますので、そのへんは、お互いの信頼関係を築きながら、町としてもしかるべき必要な対策は、これからも継続してやっていかないといけないだろうというふうに考えております。以上です。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はございますか。
　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
　これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
　これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
　議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。
　続いて、日程第 21、議案第 13 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、金澤議員。

６番（金澤孝良君）　　　　大体、前段での話で、皆さんのこと、了解はしたんですけれども、本当に、今までされていたことが、JA さんがやっていたことが、近畿農産のほうに、そのまま移行ができるという確約と言いますか、申し合わせ事項いうのは、課長のほうでされているんでしょうか。事業についてね。
　今、言われましたように、農協独自の事業、散布事業なんかね、やられているということも、僕も聞いたんですけど、その事業が近畿農産で継続をできるかできないか分からない状態で渡してしまうのか。はっきりと、誰かが責任を持ってやっていくんだということが確約を取れているのかどうかということだけ､ちょっと､確認したいわけですけれども。

〔町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　庵逧町長。

町長（庵逧典章君）　　　　それは、今、課長も申し上げましたように、今度は、近畿農産さんに、運営を行っていただくので、これまでどおり全て同じように、できるということではありません。
　ただ、私が申し上げましたように、そうした営農の中において、これまでのものを実際に散布をして、また、輝米とか、そういう形での生産に取り組み、それが、今後とも継続

したいという、そういう片方に、営農者のほうからの要望があったりすれば、それを、ほんなら、どういうふうな形で、また、それを継続していくのかは、近畿農産さんに、全てを同じ形で負担をさせてしていただくというわけにいきませんから、町としても、農協、JA さんとも、そういう形を取るためには、どうした形を取るのか、どういう方法を取っていくのか、今、町としても、あさぎりスーパーコンポなんかにも、飼料について補助金を出させていただいたりして、できるだけ安く、皆さんに、たくさん使っていただいて有機的な栽培を土づくりにも、化学肥料だけはなくて、そういうものも使ってほしいということで、補助金を出したりもしております。そういうことも含めて、町としての、また、取組を皆さんの協力を得ながら、今、要望があることを、いろんなことがあるかもしれませんけれども、それができることについては、町としては考えていこうと、協議していこうということを、課長が申し上げたところですので、今の段階で、全てじゃあ、今まで、JA さんとやっていただいた、今の事業、施設をそのまま、また、生産しているものを、そのまま、同じことをしてくださいでは、近畿農産としても、そんなものではできないというのは、もっと量も増やしていかないと、また、新たなものもつくっていかないと、これは、あそこを管理運営していただくメリットというのは、事業者としてもない。ありませんから、だから、それは、お互いの、今、先ほど言いましたような協議、信頼関係の中で、協議をしながら進めていきたいということを申し上げておりますので、その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔金澤君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　金澤議員。

６番（金澤孝良君）　　　　よく分かります。

近畿農産、いわゆる事業所なので、収益を、利益を上げないといけない会社なので、JA さんもそうだったんだろうかと思うんですけれども、いわゆる幾らかの奉仕、地域に奉仕ということもあったんじゃなかろうかなと思います。

全くそのとおりというのも難しいかも分かりませんけれども、今までやっていたことを継続するということは、今まで 30 年間やってこられた、非常に成果を、そのまま、渡していただくということになると思うので、できるだけ、我々としては、今までどおりにやっていただきたいという希望もありますし、幸田議員がおっしゃられたように、今までやっていたコンポにしても、同じようにやっていくということの約束というものは、ある程度、かっちりとしてただかないと、我々議員としても、いろんな声がありますので、頑張って、継続をしていただきたいという気持ちがあるわけなので、その点につきまして、課長、直接、業者の方なんかとお話をされているので、ある程度、雰囲気とかやっていただきたいというような声があったり、やれそうな声があるのかどうかということを、ちょっと、お聞きしたいと思います。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　堆肥の生産に関しましては、先ほども申し上げたつもりではおるんですけれども、生産者の方が変わられるので、農協さんとして、これまで販売していただいていた、あさぎりスーパーコンポ、もし、続ける意向があれば、その OEM という

ことで、次の近畿農産資材さんのほうにお願いしてつくっていただく。もちろん、もうつくるのは、近畿農産資材さんになってきますので、これまでどおり JA さんが生産するということは、あり得ませんので、そこでお願いするのであれば、我々としても一緒になってお願いしますよというお話はさせてはいただいておりますが、まだ、農協さんの中で、その方針が定まっていないということでございますので、そこが定まり次第、対応のほうはしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小林裕和君）　　ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり、可決されました。
お諮りします。ここで昼食等のため、休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後２時とします。

午後００時３５分　休憩

午後０２時００分　再開

議長（小林裕和君）　　休憩を解き、会議を再開します。

日程第 22．議案第 14 号　政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第 22、議案第 14 号、政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、政治倫理の

確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

町長の資産等の公開につきましては、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき定めた本条例により毎年行っているところでございますが、資産等報告書の作成に当たりまして、関連法令の施行等に基づく法律改正がございましたので、このたび条例改正するものでございます。

具体的な改正内容は２点で、郵政民営化法の施行に伴い、郵便貯金を他の貯金と同様の取り扱いとし、郵便貯金の文言を削除する法律改正が行われていたことに準じた改正と、法律名が証券取引法から金融商品取引法に改称されたことに伴う改正となっております。

以上、報告申し上げましたように、改正されましたので、町の条例を改正するということで、ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23．議案第 15 号　佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 23、議案第 15 号、佐用町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和５年５月８日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が、本年４月１日に施行されることに伴い、同法の改正箇所を引用している、本条例の一部に

条ズレが生じたため、形式的な改正を行うものでございます。
改正の内容といたしましては、引用元の地方自治法「第243条の２の２、職員の賠償責任の条項」が、「第243条の２の８」に繰り下げとなるため、条例第２条中、「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」へ改めるものでございます。
ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第15号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第15号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第16号　佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第24、議案第16号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第16号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。
今回の改正は、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、在宅勤務等をはじめとする多様な働き方への機運や環境整備が急速に拡大したことを背景にして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定においても、在宅勤務手当を支給することができるよう改正されたことに準じ、本町の一般職の職員へも支給することができるよう、改正を行うものでございます。
具体的には、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務を命ぜられた職員に対して、光熱水費の負担軽減のため、月額3,000円を支給することができるよう、在宅勤務手当を新設するものでございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第16号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第16号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第25．議案第17号　佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第25、議案第17号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第17号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。
今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が本年４月１日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となったため、所要の改正を行うものでございます。
まず、第１条の佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員の給与に関する条文に勤勉手当を加え、これまで会計年度任用職員の給与には含まれていなかった手当として勤勉手当を追加する改正と、その支給率について、正規職員の例に準ずる内容に規定する改正でございます。
次に、第２条の佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業をしている職員の期末手当等の支給に関する条文において、勤勉手当の支

給対象職員として、「会計年度任用職員を除く」とされていた文言を削除し、会計年度任用職員も支給対象に含まれるよう、改正するものでございます。
ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26．議案第 18 号　佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　続いて、日程第 26、議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
消防団員につきましては、近年の少子高齢化や生活様式の変化・多様化等により全国的に減少傾向にあり、令和５年４月１日現在の消防団員数は全国で約 76 万 3,000 人で、この 10 年間で 10 万人以上が減少したとのことでございます。
そうした状況を踏まえ、本町における消防団員の状況を見ますと、皆様ご承知のとおり、全国の状況と同様、少子高齢化や過疎化による団員世代の人口減少に起因して、近年は毎年 30 人程度減少しており、来年度は 750 人を切る見込みであるとともに、当面、750 人を上回ることは想定できない状況でございます。
また、条例に規定する団員の定員数は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の負担金算定の根拠となっており、不要な負担を削減するためにも、現在、条例上 800 人となっ

ている定員について、750 人に改めるものでございます。
なお、先ほど申し上げました負担金算定の根拠となっていることからも、今後も毎年、団員数の推移・見通し等を勘案しながら、適宜、定員数の改正を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 19 号　佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて日程第 27、議案第 19 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和６年４月１日から施行されることに伴い、佐用町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものであります。
主な改正内容といたしましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常備消防団員や消防作業従事者等が、公務により死亡または負傷した場合等に支払われる損害補償基礎額の改正を行うとするものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 議案第 20 号　佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 28、議案第 20 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本町では、合併以降、地域住民の皆様と行政による「協働のまちづくり」を掲げ、町内に 13 か所の地域づくり協議会を設置し、様々な取組を行っていただいていることは、ご承知のとおりであります。

加えて、旧町単位で情報共有や連携を図りながら、協働のまちづくりを進めていくことを想定して、本庁及び各支所を「まちづくりセンター」と位置づけ、旧町ごとに「まちづくり協議会」を設置しておりますが、「まちづくり協議会」は形式的なものとなっているめ、実際には組織化されず、形骸化しております。

令和元年度より進めてきた地域づくり協議会振り返りの取り組みを経て、形式にこだわらない定期的な情報共有の場が設けられるなど、地域づくりを推進するための体制が整っ

てきているため、このたび、役割を成さない組織である「まちづくり協議会」とその拠点である「まちづくりセンター」を条例上、廃止したいと考えております。

また、地域づくり協議会における中心的な役割を担う役職として、ご活躍いただいております地域づくりセンター長につきましては、町の非常勤特別職と位置づけ、町から直接報酬を支給させていただいているところでございます。しかしながら、地域づくりセンター長のみを非常勤特別職と位置づけ、町から直接報酬を支払う仕組みにより、属人的な組織体制となってしまい、地域づくりセンター長への負担が集中している可能性も否めないことに加え、町が地域づくりセンター長報酬の財源として活用しております集落支援員制度、これは特別交付税の対象でありますが、その制度改正により、非常勤特別職が対象外となったこともあり、地域づくりセンター長報酬の支給方法等について見直しが必要となってきております。

つきましては、令和6年度より地域づくりセンター長報酬を各地域づくり協議会の地域自治包括交付金に上乗せする形で支給し、地域づくり協議会からお支払いをいただく形に変更することにより、地域づくりセンター長のみに負担がかからない複数人体制での組織運営等を検討しており、事務局体制整備への支援にもつながるというふうに考えております。

このような状況から、協働のまちづくりの運営体制をスリム化し、より充実した体制とするため、本条例改正により「まちづくりセンター」を廃止するとともに、附則第2項により「佐用町まちづくり協議会条例の廃止」、また、附則第3項により「佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する一部改正」として「まちづくり協議会委員」及び「地域づくりセンター長」の項を削除するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第20号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 22 号　佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　続いて日程第 29、議案第 22 号、佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、南光文化センターと三日月地域交流センターの使用に関し、さよう文化情報センターと同様に、営利を目的とした施設の利用を認め、利用の場を広げることといたします。

なお、使用料についても同様に、基本使用料の 10 割を加算した料金といたす改正であります。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　改正の対照表で、使用許可の第 7 条で、改正案で、(1)(2)とある分の「(2)その他町長が許可しないことが適当と認めたとき。」というふうに、文言が新たに入っているんですけれども、これの基準というんかな、町長が許可しないことを適当という、認める基準というのは、どういう、具体的にはどういう場合とか、どういうものがあるのか、ちょっと、この条文改正に当たって、具体的な内容、説明をお願いできますでしょうか。

〔副町長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　江見副町長。

副町長（江見秀樹君）　　お答えいたします。

今回、この改正をするということで、営利目的でも利用はできるようにはなります。

で、例えば、想定しておりますのは、営利も目的としながら、どう言うんでしょう、文化講座であったり、そういうことも営利を目的としてされる方もいらっしゃるので、そういう場合も使えるようにということで考えているわけです。

ただし、なかなか厳密にルールを細かく設定することは、これは条文上できないんですけれども、内規としては持ちたいとは思うんですが、例えば、過去には、佐用町ではない

ですけれども、いろんな、例えば、非常に高額な健康機器の販売ですとか、若干こう、これが本当に適正な販売なのか疑われるようなケースも想定はされるわけです。そういう場合に、この条文を持っておかないと、なかなかお断りができないということでございますので、このような書きぶりに記載をしているわけでございます。よろしくお願いします。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑ありますか。

〔千種君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　千種議員。

９番（千種和英君）　　　　僕もですね、この２件じゃなしに、佐用の情報センターも含めてなんですが、今回、営利目的でも使用できるというような使用の範囲が広がったということは、よく評価させていただくんですが、この営利目的という言葉の概念ですよね、当然、営利を目的でされるのはあるんですが、と言うのは、僕らが以前、団体でやった時に、参加者の方に、参加する時に必要なものを受益者負担で会費としていただく、その時に、金銭の授受があるのは、全て営利目的ですよというような判断をされたんですけれども、このへん、どうなんですかね。やはり、主催者団体が営利を目的とするのか、主催者団体ではありますけれども、そこにかかる費用が参加者に負担をしていただく、その場合でも金銭の授受があった場合は、営利目的として考えられるのか、そのへんの概念は、どのような感じでお考えでしょうか。

〔生涯学習課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君）　　お答えいたします。

生涯学習課のほうで管理しております、さよう文化情報センターなんですけれども、各種団体がございますよね、結局、その営利を、例えば、塾とか、そういうものでしたら、明らかに営利目的となるんですけれども、サークル活動ですとか、そういうものは、基本的には営利として捉えておりません。

文化情報センターで多いのは、化粧品会社の方ですとか、そういう方が主に営利目的。

営利目的の場合も、先ほど、副町長のほうが申しましたけれども、物品の販売等も、当然、営利目的なんですが、文化情報センターの場合は、町内業者さんの場合が物品販売 OK で、先ほど、副町長がおっしゃったように、そういうことも想定されますので、町外の方は、物品販売のほうをお断りしているというような状況でございます。

千種議員お尋ねの、微妙なラインというのはあるかもしれないんですが、参加費が会を運営するのに必要な、また、過大でない場合は、営利というふうには考えない場合もあろうかと思います。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第23号　佐用町上月支所等複合施設条例の制定について

日程第31. 議案第24号　佐用町上月地域交流センター条例の制定について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 30 に入ります。

日程第 30 及び日程第 31 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　ご異議なしと認めます。

よって、日程第 30、議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定について及び、日程第 31、議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定についての２件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定及び議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、上月支所庁舎の大規模改造工事を進めており、工事完了後の支所庁舎は、これまでの支所機能と文化会館機能を併せ持った複合施設として生まれ変わります。

施設の概略を再度ご説明させていただきますが、１階は、上月支所事務所と上月地域づくり協議会事務所のほか、貸館スペースとして、多目的室１が入ります。

２階は、大会議室と多目的室２、そして、和室が入り、様々な用途にご利用いただける貸館フロアとなります。

３階は、文化財のフロアとなっており、町内から出土した文化資料の研究、保存に利用されます。

４階には、佐用町教育支援センターが入ります。

この新しい施設を新たに「上月地域交流センター」と命名し、令和６年４月１日から正式に開所させる予定でございます。

それに伴い、議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例を制定し、第３条で複合施設は、上月支所と上月地域交流センターをもって構成すると規定しております。

次に、議案第 24 号で上程しております佐用町上月地域交流センター条例を新たに制定し、複合施設の基本的事項を規定しております。

第１条では、設置目的を地域住民の社会教育及びコミュニティ活動の促進並びに地域の活性化を図るためといたしております。

第２条で名称と位置を規定しております。

第３条で管理及び運営方法、第４条及び第５条で指定管理者を指定した場合の取り扱いについて規定し、第６条で禁止行為を、第７条から第 10 条で使用許可や使用料について定めており、第 11 条から第 13 条でその他必要事項を規定いたしております。

また、附則第２条で佐用町上月文化会館条例を廃止いたしております。

次に、附則第４条で佐用町地域づくりセンター条例を一部改正し、新旧対照表のとおり別表第１中の上月文化会館内を上月地域交流センター内へ文言を改正しているところでございます。

ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

まず、議案第 23 号の質疑に入りますが、議案第 23 号については、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 23 号については、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 24 号の質疑に入りますが、議案第 24 号についても、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 24 号については、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 32．議案第 25 号　佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 32、議案第 25 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

　提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 25 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

　今回の改正は、国の介護保険法の改正に伴い、介護予防支援の実施に係る介護予防計画の申請手続きについて、町の地域包括支援センターに加え、町が指定する居宅介護支援事業者も行うことができるものとなったことにより、事業者の新規指定・指定更新申請に係る手数料を、新たな手数料として定めるものでございます。

　ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。なお、本案件については、本日即決とします。

　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

　これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

　これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

　議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33．議案第 26 号　佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 33、議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

　提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和６年度佐用町国民健康保険税の税率を改定するものでございます。

国民健康保険制度は、平成 30 年度の制度改革により都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとされております。

国民健康保険税については、兵庫県が国民健康保険事業費納付金と標準保険料率を算定し、町は事業納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に、その財源となる保険税の税率を決定する仕組みとなっております。

市町は毎年度、県が算定する事業納付金を納付することで、療養の給付等保険給付に要した費用の全額が県から普通交付金として交付されることとなっており、佐用町において急激に医療費が増高した場合でも、直接保険税額に影響することなく、兵庫県全体で相互扶助し合う仕組みとなっております。

佐用町のように被保険者数が少ない自治体にとっては、国保財政の安定化のため、県内市町全体で相互扶助し合うことで、財政基盤の安定を確保し、被保険者にとって安心できる医療保険体制が確立されております。

県全体で相互扶助し合うには、その前提として保険料水準も県内で平準化、統一することが当然求められております。

兵庫県では、国民健康保険運営方針において「同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指す」ことを明記しており、兵庫県内であれば、どこの市町で居住していても、所得と世帯構成等が同じであれば保険料も同額となるよう、保険料率の統一を目指しており、その目標年度を令和９年度といたしております。

このため、佐用町の保険税率についても、県の標準保険料率に合わせていくことが必要となりますが、被保険者の皆様の保険税負担が急激に変化することを避けるために、計画的な保険税率改定が必要であると考えております。

令和６年度の税率につきましては、兵庫県が算定した佐用町の標準保険料率を参考に税率を算定しておりまして、具体的な内容でございますが、医療費分につきましては、所得割を 7.57％から 7.25％に引き下げ、均等割を２万 7,600 円から２万 9,000 円に、平等割を１万 9,200 円から１万 9,600 円に引き上げることといたしております。

後期支援分につきましては、所得割を 2.70％から 2.85％に、均等割を 9,800 円から１万 1,600 円に、平等割を 7,200 円から 7,600 円に引き上げることといたしております。

介護分につきましては、所得割を 2.50％から 2.60％に、均等割を１万 1,800 円から１万 2,800 円に、平等割を 6,400 円から 6,800 円に引き上げることといたしております。

物価の高騰など大変厳しい状況下での税率引き上げ改定となり、大変心苦しいところがございますが、被保険者の皆様には、国民健康保険事業の安定した財政運営を確保し維持していくために、ご理解を賜りますように、お願いしたいと思います。

なお、今回の改定案につきましては、去る２月 14 日に開催いたしました佐用町国民健康保険運営協議会で、委員の皆様にご意見をお伺いしております。

以上、ご説明を申し上げましたとおり、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としています議案第 26 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今議題としています、議案第 26 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。議案第 26 号については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 34．議案第 27 号　佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第 34、議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
介護保険料は、３年ごとに見直すことになっております。
今回の改正は、第９期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間である令和６年度から令和８年度における第１号被保険者の所得に応じた段階区分を国の政令の見直しにより 10 段階から 13 段階に、介護保険料の基準額を、第８期介護保険事業計画と同額の月額 6,900 円に改正しようとするものでございます。
介護保険料は、令和６年度から令和８年度の３か年に見込まれる介護保険給付費に基づき、必要となる保険料額を算出し、介護給付費の増大等を勘案した上で保険料率を第１号被保険者の所得金額等に応じた段階設定により、保険料率が設定されております。
この段階については、国が定める標準段階をもとに、各市町村において設定することとされており、本町においても第８期介護保険事業計画において、国の標準９段階のところを 10 段階といたしております。
令和６年度から令和８年度までの第９期介護保険事業計画期間については、所得水準に応じて、きめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階がこれまでの９段階から 13 段階に見直されることとなり、本町においても第９期介護保険事業計画における段階設定については、所得段階を低所得者の負担軽減に配慮した国と同様の 13 段階の保険料額といたします。
また、介護保険料の基準額については、令和６年度から令和８年度までの第９期介護保険事業計画において、介護給付費準備基金の活用や、きめ細やかな保険料の設定により、据え置きの年額８万 2,800 円、月額 6,900 円としようとするものでございます。
ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としています、議案第27号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
ただ今議題としています、議案第27号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。議案第27号については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第35. 議案第28号　佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第35、議案第28号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第28号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の改正は、施設のより効率的な経営の向上を目指し、使用料を改正するものでございます。
内容につきましては、間伐材活用体験棟（サウナ）の使用時間を実際の使用実態等を踏まえ、1時間単位から1日1回貸し、9時から16時とし、併せて使用料金の見直しを図るもので、第7条使用料の別表及び備考を改正するものであります。この改正により、利用状況やお客様のニーズにあった施設運営が可能となります。
なお、現在サウナ専用脱衣所を建築しており、利用を休止しておりますが、3月末で完成し、龍野健康福祉事務所の検査後、5月からの使用開始をする予定であります。
以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　岡本議員。

11番（岡本義次君）　　　　その間伐材の活用ということを謳われておるんですけれど、その指導する先生は、そこの職員の方で、十分間に合うんですか。そこらへんは、どんなんですか。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪　弘君）　　お答えします。

このサウナ棟というのが間伐材を利用して建物をつくっているものでございまして、特に、指導といった、そういったところはございません。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君）　　　利用者の実態に合わせて、こういう改正をしたということなので、その利用される方にとって不利益にならないということでの受け止めでいいのかどうかというのの確認なんですけれど、1時間当たり1,000円を1回当たり5,000円というふうに、その使い方が、ちょっと、もうちょっと、詳しく説明していただけたらと思うんですけれど、お願いします。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　はい、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪　弘君）　　はい、お答えします。

今現在、サウナのご利用の方につきましては、大体の方が、2時間から3時間を目安に使用していただいております。2棟ございまして、それぞれ1日1組の貸出しをしております。金額的には、当然、2時間であれば、使用料2,000円ということになりますけども、今現在、皆さんが、サウナをご利用していただいている方、ゆったり2時間から3時間、長い方は4時間というふうなご利用もございます。そのあたりを含めまして、できるだけ、町としましても1組しかお貸しできないというところで、1時間、2時間で、すぐ次の清掃をして、また、次の方、入っていただくということは難しい状況でありますので、1回当たり5,000円ということで、できるだけ入っていただいた方には、何回も、時間制限ないということで、ゆっくりくつろいでいただけると思いますので、その点は、利用者の方には納得していただけるんじゃないかなと思っておりますし、町にとりましても、使用料的には、今現在の使用料の収入よりは、かなり増えているということで、お互いにメリットというのがあるかとは思っております。以上でございます。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
　これより議案第28号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
　議案第28号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　挙手、全員です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第36．議案第29号　佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第36、議案第29号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
　提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第29号、佐用町営定住促進住宅条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。
　このたびの改正内容は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により、保護命令の接近禁止命令と退去命令が条文を分けて規定されることになったことに伴う一部改正でございます。
　条例で引用している、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に、今回の改正による条ずれが生じましたので、併せて改正するものでございます。
　ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）　　当局の説明が終わりました。
　なお、本案件については、本日即決とします。
　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　岡本議員。

11番（岡本義次君）　　ここで、どう言うんですか、配偶者からの暴力の沙汰があったということで、こう載ってございますけれど、その場合、どちらも出んと言って、入居、出なかった場合とか、そういうようなことはどうなるんですか。

議長（小林裕和君）　　質疑の意味分かる。
　岡本議員、もう一度、質疑の内容がよく分からんので、もう一度、質疑してください。

11番（岡本義次君）　　　　ここで、改正案の中で、エというところあるでしょう。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律ということで、事実、こういうことがあって、こういうようなんが定められたんかと思いますけれど、そういう、どう言うんですか、裁判まで行ったかどうかって書いておるけど、どちらも退室をせんということであれば、そういうふうなことでやるんですか。そこらへんについて、あったんかどうかも含めて、ちょっと、教えてほしいと思います。

議長（小林裕和君）　　　　そういう事例があるのかどうか。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪　弘君）　　全国的に見れば、こういった事例があって、こういった改正になっているかと思いますけれども、実際に、町で、こういったことがあったというわけではございません。

議長（小林裕和君）　　　　ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第29号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第30号　佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第37、議案第30号、佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第30号、佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明

を申し上げます。

今回の条例改正は、本年３月 31 日をもって、久崎にあります佐用衛生公苑を閉鎖することに伴い、関係条例から「佐用衛生公苑」を削除するもので、具体的には、本条例中、第２条施設の名称、種類及び位置についての「佐用衛生公苑」にかかる部分を削除するものでございます。

なお、本条例改正とともに、関連する佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　　挙手、全員です。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38．議案第 31 号　佐用町簡易水道事業基金条例を廃止する条例について

議長（小林裕和君）　　　　続いて、日程第 38、議案第 31 号、佐用町簡易水道事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 31 号、佐用町簡易水道事業基金条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例の廃止は、簡易水道事業特別会計から地方公営企業会計への移行に伴い、令和６年３月 31 日付で簡易水道事業特別会計を廃止するため、佐用町簡易水道事業基金条例を廃止するものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君）　当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 31 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　挙手、全員です。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39．議案第 32 号　佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君）　続いて、日程第 39、議案第 32 号、佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　ただ今、上程をいただきました議案第 32 号、佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の条例改正は、水道事業が厚生労働省から国土交通省に移管されるため、厚生労働省令を国土交通省令に改正するものでございます。
まず、佐用町簡易水道給水条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
条例第５条第１項及び第 36 条第２項の厚生労働省令を国土交通省令に改正し、第 39 条第１項第１号の厚生省令を国土交通省令に改正するものでございます。
次に、佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
条例第４条第１項第６号の水道法施行規則第 14 条第３号に規定する登録講習を国土交

通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習に改正するものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君）　　　当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君）　　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 32 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（小林裕和君）　　　挙手、全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第40．議案第 33 号　令和５年度佐用町一般会計補正予算案（第８号）について

日程第41．議案第 34 号　令和５年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第３号）について

日程第42．議案第 35 号　令和５年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第３号）について

日程第43．議案第 36 号　令和５年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第３号）について

日程第44．議案第 37 号　令和５年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第５号）について

日程第45．議案第 38 号　令和５年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）について

日程第46．議案第 39 号　令和５年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第４号）について

日程第47．議案第 40 号　令和５年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第３号）について

日程第48．議案第 41 号　令和５年度佐用町水道事業会計補正予算案（第５号）について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第 40 に入ります。

日程第 40 から日程第 48 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。

よって、日程第 40、議案第 33 号、令和５年度佐用町一般会計補正予算案（第８号）についてから、日程第 48、議案第 41 号、令和５年度佐用町水道事業会計補正予算案（第５号）についての９件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 33 号から議案第 41 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 33 号、佐用町一般会計補正予算案（第８号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 13 億 415 万 8,000 円を追加し、総額を 143 億 9,998 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でありますが、分担金及び負担金につきましては、17 万 3,000 円の減額。うち、分担金は 32 万 4,000 円の増額、負担金は 49 万 7,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 60 万 1,000 円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、1,169 万 1,000 円の減額。うち、国庫負担金は 2,996 万円の減額、国庫補助金は 1,826 万 9,000 円の増額となっております。

県支出金につきましては、7,719 万 4,000 円の減額。うち、県負担金は 444 万 8,000 円の減額、県補助金は 4,903 万 7,000 円の減額、委託金は 2,370 万 9,000 円の減額でございます。

寄附金につきましては、39 万 9,000 円の増額。

繰入金につきましては、13 億 8,600 万円の増額で、簡易水道事業、並びに下水道事業の公営企業会計移行によるもので、公共施設等整備基金から２億 4,300 万円、合併振興基金から 11 億 4,300 万円をそれぞれ繰り入れております。

諸収入につきましては、雑入 1,531 万 6,000 円の増額でございます。

町債につきましては、910 万円の減額で、各事業の精査によるものであります。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。

総務費につきましては、878 万 6,000 円の減額。うち、総務管理費は 1,158 万 4,000 円の減額で、地方創生臨時交付金事業の精査によるものが、主なものであります。徴税費は 206 万 7,000 円の減額、戸籍住民登録費は 486 万 5,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、4,226 万 2,000 円の減額。うち、社会福祉費は 3,326 万 2,000 円、児童福祉費は 900 万円の減額でございます。

衛生費につきましては、２億 5,624 万 7,000 円の増額であります。うち、保健衛生費は２億 6,743 万 1,000 円の増額で、簡易水道事業特別会計繰出金が主なものでございます。

清掃費は 1,118 万 4,000 円の減額で、事業精査によるものであります。

農林水産業費につきましては、7,348 万 9,000 円の減額。うち、農業費は 6,627 万 5,000 円、林業費は 721 万 4,000 円の減額でございます。

商工費につきましては、243 万 2,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、９億 1,761 万 3,000 円の増額でございます。うち、土木管理費は 1,222 万 1,000 円の減額。道路橋梁費は 2,465 万 5,000 円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みにより減額いたしております。下水道費は９億 5,841 万 8,000 円の増額で、特定環境公共下水道事業特別会計繰出金でございます。住宅費は 392 万 9,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、276万7,000円の減額。

教育費につきましては、4,305万7,000円の減額でございます。うち、教育総務費は276万5,000円、小学校費は597万4,000円、中学校費は573万3,000円、社会教育費は1,718万9,000円、保健体育費は1,139万6,000円の減額で、それぞれ事業の精査によるものでございます。

公債費につきましては、３億177万1,000円の増額で、繰上償還の財源として、元金を増額いたしております。

諸支出金につきましては、132万円の増額でございます。うち、公営企業費は73万6,000円の減額。基金費は205万6,000円の増額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第２表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。

まず、森林環境税対応システム改修事業252万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業1,815万2,000円、地域介護拠点整備事業1,540万円、障がい者福祉システム改修事業85万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業122万6,000円、観光駐車場整備事業3,231万7,000円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更につきまして、第３表、地方債補正により、説明をさせていただきます。

地方債の変更は、過疎地域持続的発展事業におきましては、追加認定により、限度額を１億5,780万円に改めます。

農業生産基盤整備事業は、事業量の増加によって、限度額を3,700万円に改めます。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号、令和５年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第３号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,002万1,000円を追加し、総額を21億3,019万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入でありますが、県支出金につきましては、県補助金7,000万円の増額で、普通交付金の実績見込みによる増額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入が２万1,000円の増額で、財政調整基金預金利子の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金が49万5,000円の増額と基金繰入金が49万5,000円の減額でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

保険給付費につきましては、7,000万円の増額でございます。療養諸費の増額に備えて増額するものでございます。

基金積立金は、２万1,000円の増額で、財政調整基金積立金の増額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、令和５年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第３号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ276万5,000円を減額し、総額を３億3,357万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、普通徴収保険料1,000円の増額でございます。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金29万7,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金 269 万 7,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、償還金及び還付加算金 36 万 6,000 円の減額でございます。

次に、歳出についてでありますが、保健事業費は、65 万 1,000 円の減額、健康診査委託料等の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、174 万 8,000 円の減額で保険基盤安定制度負担金及び広域連合共通経費分賦金でございます。

諸支出金につきましては、36 万 6,000 円の減額で保険料還付金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 36 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 3,618 万 8,000 円を減額し、総額を 28 億 7,179 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、6,867 万 5,000 円の減額であります。うち、国庫負担金は 2,380 万 5,000 円の減額で、介護給付費負担分の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金は 4,487 万円の減額で、主に調整交付金の実績見込みでございます。

支払基金交付金につきましては、3,594 万 2,000 円の減額。

県支出金につきましては、1,776 万 2,000 円の減額であります。うち、県負担金は 1,670 万 1,000 円の減額。県補助金は 106 万 1,000 円の減額で、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 11 万 8,000 円の増額。

繰入金につきましては、1,353 万 1,000 円の減額。うち、一般会計繰入金は 1,512 万 5,000 円の減額、基金繰入金は 159 万 4,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入 39 万 6,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、介護認定審査会費 278 万 8,000 円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

保険給付費につきましては、1 億 2,463 万 2,000 円の減額でございます。うち、介護サービス諸費は 1 億 1,785 万 3,000 円の減額。介護予防サービス諸費は 206 万円の減額。高額介護サービス費は 71 万 9,000 円の増額。特定入所者介護サービス費は 543 万 8,000 円の減額で、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、888 万 6,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 731 万 6,000 円の減額。一般介護予防事業費は 157 万円の減額で、地域支援事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、11 万 8,000 円の増額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 6,372 万 3,000 円を追加し、総額を 11 億 8,192 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、分担金及び負担金につきましては、1,005 万 7,000 円の減額で、加入負担金の実績見込みでございます。

使用料及び手数料につきましては、3,357 万 4,000 円の減額でございます。うち、使用料は 3,345 万 2,000 円の減額で、企業会計への移行に伴い 3 月末で決算が確定し、収入見込額の減となることが主な内容でございます。

手数料は 12 万 2,000 円の減額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入１万 1,000 円の増額であります。
繰入金につきましては、一般会計繰入金３億 1,049 万 2,000 円の増額で、地方公営企業会計移行に伴い、簡易水道の健全な運営のため、内部留保金として確保するためでございます。
諸収入につきましては、雑入 285 万 1,000 円の増額で、建物災害等共済金が主な内容でございます。
町債につきましては、600 万円の減額で、簡易水道事業債及び公営企業会計適用債の対象事業の精算見込みによるものでございます。
次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきまして、8,524 万 3,000 円の減額でございます。うち、管理費は 6,188 万 9,000 円の減額で、水道施設の電気料、管理委託料、修繕料等の精算見込みによるものでございます。建設改良費は 2,335 万 4,000 円の減額で、委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。
予備費につきましては、３億 4,896 万 6,000 円の増額でございます。地方公営企業会計移行に伴い、一般会計繰入を行うことにより、歳入歳出の均衡を図るためのものでございます。
次に、繰越明許費補正でございますが、第２表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきますが、簡易水道事業１億 607 万 5,000 円で、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。事業内容は、真盛浄水場電気計装設備更新工事、三日月通信設備改良工事ほか４件となっております。
以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。
次に、議案第 38 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）についての説明をさせていただきます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９億 3,455 万 9,000 円を追加し、総額を 28 億 1,573 万 7,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入から説明をいたしますが、分担金及び負担金につきましては、22 万 5,000 円の増額で、負担金の実績見込みでございます。
使用料及び手数料につきましては、532 万 5,000 円の減額で、使用料の実績見込みであります。
国庫支出金につきましては、1,460 万円の減額で、公共下水道事業の精算見込みによるものでございます。
繰入金につきましては、一般会計繰入金９億 5,841 万 8,000 円の増額で、地方公営企業会計移行に伴い、下水道の健全な運営のため、内部留保金として確保するためのものでございます。
諸収入につきましては、84 万 1,000 円の減額で、消費税還付金でございます。
町債につきましては、公共下水道事業債 500 万円の減額で、公共下水道事業の精算見込みによるものでございます。
次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、１億 321 万 3,000 円の減額であります。うち、管理費は 5,003 万 9,000 円の減額で、主に下水道施設の電気料、管理委託料の精算見込みによるものでございます。事業費は 5,317 万 4,000 円の減額で、委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。
予備費につきましては、10 億 3,777 万 2,000 円の増額でございます。地方公営企業会計移行に伴い、一般会計繰入を行うことにより、歳入歳出の均衡を図るためでございます。
次に、繰越明許費補正でございますが、第２表の繰越明許費補正によって説明をさせていただきますが、特定環境保全公共下水道事業４億 8,100 万円で、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。事業内容は、下水道事業計画変更委託、

並びに南光浄化センターの機器更新工事ほか１件となっております。
以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 39 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第４号）についての説明をさせていただきます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 788 万 5,000 円を減額し、総額を４億 2,552 万 6,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入でありますが、使用料及び手数料につきましては、243 万 1,000 円の減額で、使用料の実績見込みであります。
繰入金につきましては、一般会計繰入金 545 万 4,000 円の減額でございます。
次に、歳出でありますが、生活排水処理事業費につきましては、788 万 5,000 円の減額でございます。うち、浄化槽管理費は 11 万円の減額であります。農業集落排水施設管理費は 410 万円の減額で、電気料等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費は 367 万 5,000 円の減額で、委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。
以上、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 40 号、令和５年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第３号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 30 万 2,000 円を減額し、総額を１億 1,198 万 4,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入でありますが、財産収入につきましては、財産運用収入 6,000 円の増額で、整備基金預金利子の増額でございます。
繰入金につきましては、一般会計繰入金を 30 万 8,000 円減額いたしております。
次に歳出でございますが、教育費につきまして、社会教育費 30 万 8,000 円の減額で、人件費以外の項目につきましては、主に実績見込みによるものでございます。
諸支出金につきましては、基金費 6,000 円の増額でございます。
以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。
次に、議案第 41 号、佐用町水道事業会計補正予算案（第５号）について、説明をさせていただきます。
予算書１ページ、第２条の収益的収入及び支出において、収入の第１款、水道事業収益の第１項、営業収益を 75 万円の減額。第２項、営業外収益を１万 2,000 円の増額し、水道事業収益の総額を１億 8,835 万 1,000 円に改めるものでございます。
支出の第１款、水道事業費用の第１項、営業費用を 506 万 7,000 円の増額。第２項、営業外費用を 111 万 1,000 円増額。第３項、特別損失を 43 万 6,000 円増額し、水道事業費用の総額を２億 6,925 万 9,000 円に改めるものでございます。
次に、第３条の資本的収入及び支出において、収入の第１款、資本的収入の第１項、企業債を 680 万円の減額。第５項、他会計補助金を 2,000 円増額し、資本的収入の総額を３億 2,731 万 7,000 円に改めるものでございます。
支出の第１款、資本的支出の第１項、建設改良費を 2,082 万 7,000 円減額し、資本的支出の総額を３億 6,006 万 4,000 円に改めるものでございます。
最後に、第４条の他会計からの補助金については、各項目につきまして実績見込みにより補正いたしております。
以上で、水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。
以上、議案第 33 号から議案第 41 号までの一般会計並びに各特別会計の補正予算案につきまして、ご説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご承認賜りますように、よろ

しくお願いを申し上げます。終わります。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としています議案第33号から議案第41号までの９件については、３月19日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

お諮ります。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後３時45分とします。

午後０３時２６分　休憩

午後０３時４５分　再開

議長（小林裕和君）　　　　休憩を解き、会議を再開します。

日程第49. 議案第42号　令和６年度佐用町一般会計予算案について
日程第50. 議案第43号　令和６年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第51. 議案第44号　令和６年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第52. 議案第45号　令和６年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第53. 議案第46号　令和６年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第54. 議案第47号　令和６年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第55. 議案第48号　令和６年度佐用町笹ケ丘荘特別会計予算案について
日程第56. 議案第49号　令和６年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第57. 議案第50号　令和６年度佐用町簡易水道事業会計予算案について
日程第58. 議案第51号　令和６年度佐用町下水道事業会計予算案について

議長（小林裕和君）　　　　続いて日程第49に入ります。

日程第49から日程第58までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　　ご異議なしと認めます。

よって、日程第49、議案第42号、令和６年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第58、議案第51号、令和６年度佐用町下水道事業会計予算案についてまでの10件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逧町長。

〔町長　庵谿典章君　登壇〕

町長（庵谿典章君）　　　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 42 号から議案第 51 号、令和６年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案を提案させていただきます。

まず、議案第 42 号、令和６年度佐用町一般会計予算案の提案のご説明をさせていただきます。

予算第１条のとおり、歳入歳出予算の総額は、139 億 9,201 万 9,000 円、対前年度比 13 億 5,393 万 5,000 円の増額でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、町民税をはじめとする５つの項の合計で 19 億 6,190 万 4,000 円を計上いたしております。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示された令和６年度 地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする３つの項の合計で１億 9,051 万 1,000 円を計上いたしております。

利子割交付金は、67 万 9,000 円。

配当割交付金は、1,911 万 6,000 円。

株式譲渡所得割交付金は、1,040 万 3,000 円。

法人事業税交付金は、3,587 万 7,000 円でございます。

地方消費税交付金は、４億 2,054 万 8,000 円でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,907 万 3,000 円でございます。

環境性能割交付金は、2,539 万 7,000 円でございます。

地方特例交付金は、6,770 万 1,000 円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、59 億 2,320 万 3,000 円で、うち、普通交付税 54 億 2,320 万 3,000 円、特別交付税５億円を計上いたしております。

交通安全対策特別交付金は、280 万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金、負担金の合計で 4,490 万 5,000 円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、使用料、手数料の合計で２億 2,796 万円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする３つの項の合計で７億 265 万 3,000 円を計上しております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする３つの項の合計で 13 億 2,232 万 2,000 円を計上。

財産収入につきましては、財産運用収入、財産売払収入の合計で 7,148 万 6,000 円でございます。

寄附金につきましては、2,500 万 2,000 円を計上しております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で１億 9,113 万 2,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする５つの項の合計で２億 5,716 万 2,000 円を計上しております。

町債につきましては、24 億 4,218 万 4,000 円を計上しております。

次に、歳出でございますが、まず、議会費につきましては、１億 1,717 万 6,000 円を計上しております。

総務費につきましては、16億1,798万6,000円を計上しております。うち、総務管理費は14億826万5,000円。主なものといたしまして、物価高騰対策として、商工業者物価高騰対策支援助成金に3,000万円を計上。電子計算費において、職員の業務用端末の更新に1億4,811万円を計上しております。徴税費は1億2,644万2,000円。戸籍住民登録費は7,030万5,000円。選挙費は54万9,000円。統計調査費は1,147万9,000円。監査委員費は94万6,000円でございます。

次に、民生費につきましては、32億734万9,000円を計上しております。うち、社会福祉費は22億6,020万3,000円。主なものといたしまして、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億7,002万9,000円、介護保険特別会計繰出金4億7,887万6,000円、障害福祉サービス費5億4,414万円などを計上しております。次に、児童福祉費は9億4,120万7,000円。主なものといたしまして、保育園の運営に5億6,801万4,000円、子育て支援センターの運営に2,850万円などでございます。国民年金事務取扱費は583万9,000円。災害救助費は10万円でございます。

次に、衛生費につきましては、7億4,577万5,000円を計上。うち、保健衛生費は2億3,808万3,000円。主なものとしては、救急医療等確保対策助成金750万円、郡病院群輪番制運営事業補助金2,451万5,000円、予防接種委託料5,047万2,000円などでございます。清掃費は5億769万2,000円。主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金2億3,563万2,000円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、27億1,429万5,000円を計上。うち、農業費は23億4,378万7,000円。主なものといたしましては、農業の担い手確保補助金3,965万円、地籍調査にかかる測量調査設計委託料2億8,337万円、加工所の新築にかかる工事請負金13億5,000万円などでございます。農地の保全については、町単独土地改良事業補助金2,500万円。また、多面的機能支払事業負担金は8,730万8,000円でございます。林業費は3億7,050万8,000円。主なものといたしましては、町有林化促進事業にかかる土地購入費1億3,000万円、町単独造林事業補助金3,000万円、治山事業の工事請負金1億円、また、有害鳥獣駆除対策についても継続して取り組んでまいります。

次に、商工費につきましては、3億1,201万7,000円を計上しております。主なものといたしましては、町商工会助成金2,545万円、観光駐車場整備の工事費に1億848万円、笹ケ丘荘特別会計繰出金4,983万1,000円などでございます。

次に、土木費につきましては、8億7,773万1,000円を計上しております。うち、土木管理費は1億4,869万4,000円。主なものといたしましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金8,725万円を計上しております。道路橋梁費は6億1,834万5,000円。道路維持に2億7,795万4,000円、道路新設改良に5,163万円などでございます。河川費は2,752万円。都市計画費は1,554万7,000円。住宅費は6,762万5,000円でございます。

次に、消防費につきましては、5億8,479万8,000円を計上しております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金4億587万8,000円。非常備消防では、消防団の車両1台の車両購入費2,419万5,000円などを計上いたしております。

次に、教育費につきましては、14億9,880万9,000円を計上しております。うち、教育総務費は1億8,127万3,000円。小学校費は1億4,942万5,000円。中学校費は1億5,259万4,000円。社会教育費は7億1,918万1,000円。保健体育費は2億9,633万6,000円を計上しております。

公債費につきましては、11億7,391万3,000円の計上でございます。元金償還金は11億3,271万6,000円、利子償還金3,616万7,000円でございます。

諸支出金につきましては、11億3,217万円を計上。うち、公営企業費は10億7,380万7,000円で、簡易水道事業会計、並びに下水道事業会計への移行に伴い、10億630万7,000

円の増額でございます。基金費は5,836万3,000円。一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000万円、毎年同額を計上させていただいております。

続きまして、予算第2条、債務負担行為につきましては、第2表の債務負担行為によりまして説明をさせていただきます。合併20周年記念誌原案作成事業につきましては、令和7年度に1,500万円（提案説明後150万円に訂正あり）。中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、令和7年度から令和9年度まで600万円。それぞれ、地方自治法第214条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条、地方債につきましては、第3表の地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で24億4,218万4,000円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、予算第4条、一時借入金につきまして、説明させていただきますが、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を30億円と定めるものでございます。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきまして、説明をいたしますが、地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和6年度一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についての説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、7,318万6,000円でございます。

まず､歳入から説明いたしますが､財産収入といたしまして､財産運用収入3,648万2,000円で、町有地であります申山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸付けておりますので、その用地賃貸料の合計が1,148万2,000円。また、組合への出資に対する配当金として2,500万円を予定しております。

繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金として1,000円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入3,670万3,000円で、組合へ貸付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金7,318万5,000円で、一般会計への繰出金でございます。うち、3,659万4,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しを行います。なお、令和6年度をもって全て積み戻しが完了する予定となっております。

予備費につきましては、1,000円で、名目予算となっております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第44号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億7,221万5,000円でございます。

まず、歳入でありますが、国民健康保険税につきましては、2億9,980万7,000円を計上しております。うち、一般被保険者国民健康保険税は2億9,962万9,000円、退職被保険者国民健康保険税は17万8,000円を計上しております。

一部負担金につきましては、2,000円を計上してります。

使用料及び手数料につきましては、手数料15万円でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金として社会保障・税番号制度システム整備費補

助金1,000円を名目予算として計上しております。
県支出金につきましては、県補助金15億8,855万7,000円でございます。
財産収入につきましては、財産運用収入12万6,000円でございます。
繰入金につきましては、１億8,201万4,000円を計上。うち、他会計繰入金として、一般会計から１億7,002万9,000円を繰入れます。基金繰入金は1,198万5,000円を計上しております。
繰越金につきましては、1,000円の名目予算でございます。
諸収入につきましては、155万7,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は105万円、受託事業収入は1,000円、雑入は50万6,000円でございます。
次に、歳出についてご説明をいたします。
総務費につきましては、3,128万円を計上。うち、総務管理費は人件費・事務費等で2,946万9,000円、徴税費は国民健康保険税の賦課徴収経費として159万1,000円、運営協議会費は21万8,000円、趣旨普及費は2,000円でございます。
保険給付費につきましては、15億2,954万3,000円を計上。うち、療養諸費は13億170万6,000円、高額療養費は２億2,020万円、移送費は１万円、出産育児諸費は500万3,000円、葬祭諸費は240万円、結核医療付加金は２万4,000円、傷病手当金は20万円でございます。
国民健康保険事業費納付金につきましては、４億8,654万2,000円を計上しております。うち、療養給付費分は３億4,573万5,000円、後期高齢者支援金等分は１億891万7,000円、介護納付金分は3,189万円でございます。
保健事業費につきましては、1,027万4,000円を計上。うち、特定健康診査等事業費は896万2,000円、保健事業費は131万2,000円でございます。
基金積立金につきましては、12万6,000円で、財政調整基金から生じます利子分の積み立てを計上いたしております。
諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金445万円を計上しております。
予備費は、1,000万円の計上であります。
次に、予算第２条、一時借入金につきまして、説明させていただきますが、地方自治法第235条の３第２項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。
最後に、予算第３条、歳出予算の流用についてでありますが、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第３条第１号にて保険給付費と定めるものでございます。
以上で、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明といたします。
次に、議案第45号、令和６年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。
歳入歳出予算の総額は、それぞれ３億6,811万5,000円でございます。
まず、歳入でありますが、後期高齢者医療保険料につきましては、２億4,735万7,000円を計上しております。
使用料及び手数料につきましては、手数料1,000円の計上となっております。
県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金202万5,000円でございます。
寄附金につきましては、1,000円の名目予算であります。
繰入金につきましては、一般会計繰入金を１億1,271万4,000円繰り入れをいたします。
繰越金につきましては、480万3,000円でございます。
諸収入につきましては、121万4,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は2,000円、償還金及び還付加算金は121万円、雑入は2,000円でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきますが、総務費につきましては、総務管理費 980 万 9,000 円を計上しております。
保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費 307 万 5,000 円を計上しております。
後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金といたしまして 3 億 5,391 万円を計上しております。
諸支出金につきましては、122 万 1,000 円を計上しております。うち、償還金及び還付加算金は 122 万円、繰出金は 1,000 円でございます。
予備費につきましては、10 万円を計上しております。
次に、予算第 2 条、一時借入金につきまして、ご説明をいたしますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。
以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 46 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。
事業勘定の歳入歳出予算の総額は 29 億 1,749 万 5,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は 445 万 7,000 円でございます。
まず、事業勘定の歳入から説明をいたしますが、保険料につきましては、介護保険料 4 億 9,855 万 9,000 円を計上しております。
分担金及び負担金につきましては、負担金 1,000 円。
使用料及び手数料につきましては、手数料 1,000 円で、それぞれ名目の予算として計上いたしております。
国庫支出金につきましては、7 億 6,744 万 7,000 円を計上。うち、国庫負担金は 4 億 7,955 万円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金は 2 億 8,789 万 7,000 円で、介護給付費に係る調整交付金などでございます。
支払基金交付金につきましては、 7 億 4,657 万 3,000 円を計上しております。
県支出金につきましては、4 億 1,640 万 3,000 円でございます。うち、県負担金は、介護給付費に係る法定負担分 4 億 5 万 4,000 円を計上。県補助金 1,634 万 9,000 円は、地域支援事業交付金でございます。
財産収入につきましては、財産運用収入 17 万 3,000 円で、基金預金利子でございます。
繰入金につきましては、4 億 8,734 万 1,000 円でございます。うち、一般会計繰入金は 4 億 7,887 万 6,000 円、基金繰入金は 846 万 5,000 円でございます。
繰越金につきましては、1,000 円の名目予算であります。
諸収入につきましては、99 万 6,000 円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円。雑入は、99 万 4,000 円で、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。
続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1 億 2,346 万円でございます。うち、総務管理費は 1 億 1,098 万 9,000 円で、人件費及び電算システム保守点検委託料などの事務費を計上いたしております。介護認定審査会費は 1,148 万 4,000 円、運営協議会費は 19 万 5,000 円、地域支援事業費は 79 万 2,000 円を、それぞれ計上しております。
保険給付費につきましては、27 億 647 万 4,000 円を計上しております。うち、介護サービス等諸費は 24 億 3,980 万 5,000 円で、介護サービスに係る保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費は 1 億 2,562 万 9,000 円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費は 190 万 5,000 円で、審査支払手数料でございます。高額介護サービス費は 5,079 万 6,000 円であります。特定入所者介護サービス費は 7,918 万 9,000 円で、

保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス費は 915 万円でございます。
地域支援事業費につきましては、8,357 万 6,000 円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 5,417 万 9,000 円で、訪問型サービス、通所型サービスなどの事業費を計上しております。一般介護予防事業費は 725 万 8,000 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費は 931 万 6,000 円で、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費などを計上いたしております。任意事業費は 1,266 万 7,000 円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費は 15 万 6,000 円でございます。
基金積立金につきましては、17 万 3,000 円を計上。介護給付費準備基金積立金でございます。
諸支出金につきましては、81 万 2,000 円。うち、償還金及び還付加算金は 81 万 1,000 円、繰出金は 1,000 円を、それぞれ計上しております。
予備費におきましては、300 万円を計上しております。
続いて、サービス事業勘定について説明させていただきますが、まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、445 万 7,000 円を計上しております。うち、予防給付費収入は 372 万 7,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、73 万円でございます。
続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、22 万 4,000 円を計上。うち、居宅サービス事業費は 11 万 2,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費は 11 万 2,000 円でございます。
諸支出金につきましては、一般会計への繰出金 423 万 3,000 円を計上しております。
次に、予算第２条の一時借入金につきまして、地方自治法第 235 条の３第２項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000 万円と定めるものでございます。
最後に、予算第３条、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第 220 条第２項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第３条第１項第１号に規定する保険給付費と定めるものでございます。
以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。
次に、議案第 47 号、令和６年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。
歳入歳出予算の総額は、それぞれ１億 1,461 万 7,000 円としております。
その中身につきましては、第１表、歳入歳出予算により、説明させていただきますが、まず、歳入でありますが、使用料及び手数料につきましては、使用料 605 万 5,000 円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。
財産収入につきましては、財産運用収入４万 9,000 円で整備基金預金利子であります。
繰入金につきましては、一般会計から 1,549 万 8,000 円を繰り入れております。
繰越金につきましては、1,000 円。
諸収入につきましては、雑入 9,301 万 4,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。
次に、歳出についてを説明させていただきますが、教育費につきましては、社会教育費１億 1,426 万 7,000 円で、人件費をはじめ、野外活動センター及び天文台公園運営費のほか、令和５年 10 月１日からインボイス登録により課税事業所となるため、新たに公課費に消費税を計上いたしております。
諸支出金につきましては、基金費５万円。

予備費につきましては、30 万円を計上しております。

次に、予算第２条、一時借入金についてでありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、令和６年度佐用町笹ケ丘荘特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ１億 3,387 万 9,000 円でございます。

まず、歳入でありますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 8,400 万 7,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 4,983 万 1,000 円繰り入れます。

繰越金につきましては、1,000 円。

諸収入につきましては、雑入４万円でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費１億 3,387 万 9,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第２条の一時借入金についてでありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、笹ケ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 49 号、令和６年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 740 万円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰越金につきましては、739 万 8,000 円で、諸収入 2,000 円につきましては、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきまして、森林整備に係る委託料や負担金として 91 万円 5,000 円、予備費として、648 万 5,000 円を計上いたしております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 50 号、令和６年度佐用町簡易水道事業会計予算案につきまして、提案の説明をさせていただきます。

予算書１ページをご覧ください。

第２条、業務の予定量でございますが、給水戸数 6,789 戸、年間総給水量 257 万 5,932 立方メートル、一日平均給水量 7,057 立米、受託工事２ヶ所を予定しており、主要な建設改良事業は、水道管布設替工事、真盛浄水場浄水池増設工事、老朽機器更新工事でございます。

第３条で、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第１款、簡易水道事業収益におきまして、７億 2,415 万 4,000 円で、第１項、営業収益は４億 4,987 万 2,000 円で、水道料金、消火栓維持管理負担金等でございます。第２項、営業外収益は２億 7,427 万円で、一般会計補助金、長期前受金戻入、新規加入金等でございます。第３項、特別利益として１万 2,000 円を見込んでおります。

支出の第２款、簡易水道事業費用におきまして、８億 6,475 万 3,000 円で、第１項、営業費用は７億 8,158 万 9,000 円で、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、修繕費、減価償却費等でございます。第２項、営業外費用は 4,036 万 9,000 円で、企業債借入金利息等でございます。第３項、特別損失は 4,269 万 5,000 円で消費税等でございます。第 99 項、予備費は 10 万円を予定いたしております。

次に、予算書２ページ、第４条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第３款、資本的収入におきまして、８億 421 万 4,000 円で、第１項、企業債は５億 6,310

万円。第３項、他会計出資金は１億 1,801 万 1,000 円で、企業債元金償還分でございます。第５項、他会計負担金は 300 万円で、消火栓工事等に係るもので一般会計からの負担金でございます。第９項、他会計補助金は 2,010 万 2,000 円で、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金でございます。（第 19 項）工事負担金 1,000 円。（第 23 項）投資有価証券償還受入金は１億円を予定いたしております。

支出の第４款、資本的支出におきまして、９億 4,823 万 9,000 円で、第１項、建設改良費は６億 1,221 万 6,000 円で、水道施設工事、水道管布設工事、ポンプ更新工事等でございます。第３項、企業債償還金２億 3,602 万 3,000 円。第９項、投資有価証券購入に１億円を予定いたしております。

収入不足額１億 4,402 万 5,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第４条の２、簡易水道事業特別会計が、地方公営企業会計である簡易水道事業会計への移行に伴う打切決算のために、令和５年度の未収金 979 万 9,000 円及び未払金 2,702 万 7,000 円を予定いたしております。

第５条の企業債借入金につきましては、借入限度額を５億 6,310 万円、利率を３％以内と定めております。

次に、予算書３ページ、第６条、一時借入金につきましては、当該年度中の借入れ限度額を１億円と定めるものでございます。

第７条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものであります。

第８条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第９条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分 5,528 万円、児童手当分 24 万円、基礎年金拠出金 99 万 6,000 円、起債償還利子分 3,608 万 8,000 円、建設改良に関するもの 2,010 万 2,000 円と定めるものでございます。

第 10 条につきましては、たな卸し資産購入限度額を 1,483 万 6,000 円と定めております。

内容の詳細につきましては、４ページからの水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 51 号、令和６年度佐用町下水道事業会計予算案ついての提案の説明を行います。

予算書１ページ、第２条、業務の予定量でございますが、処理件数 6,500 件、年間総処理量 171 万 8,200 立方メートル、一日当たりの平均処理量 4,707 立米、主要な建設改良事業は、浄化センター耐震化実施計画、マンホールポンプ場改築工事、下水道管布設工事でございます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第１款、下水道事業収益におきまして、12 億 8,936 万円で、第１項、営業収益は３億 2,863 万 9,000 円で、下水道料金、雨水処理負担金等でございます。第２項、営業外収益は９億 6,071 万 9,000 円で、一般会計繰入金、長期前受金戻入等でございます。第３項、特別利益として 2,000 円を見込んでおります。

支出の第２款、下水道事業費用におきましては、11 億 2,344 万 6,000 円で、第１項、営業費用は９億 5,873 万 2,000 円で、下水道施設維持管理業務委託、浄化槽管理委託、電気、修繕費等でございます。第２項、営業外費用は 8,079 万円で、企業債借入金利息、消費税

等でございます。第３項、特別損失は 8,372 万 4,000 円で消費税等でございます。第 99 項、予備費は 20 万円を予定しております。

次に、予算書２ページ、第４条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第３款、資本的収入におきまして、３億 5,157 万 9,000 円で、第１項、企業債は１億 2,910 万円。第９項、他会計補助金は１億 900 万 1,000 円で一般会計補助金でございます。第 13 項、国庫補助金は１億 1,150 万円。第 17 項、加入金は 157 万 6,000 円。第 19 項、工事負担金は 40 万 1,000 円。第 21 項、補償金は 1,000 円を予定しております。

支出の第４款、資本的支出におきましては、８億 5,507 万 4,000 円で、第１項、建設改良費は２億 9,165 万 2,000 円で耐震化実施計画業務委託、第２期ストックマネジメント計画策定業務委託、下水道管布設工事、マンホールポンプ場改築工事等でございます。第３項、企業債償還金は５億 6,342 万 2,000 円を予定いたしております。

収入不足額５億 349 万 5,000 円は、損益勘定内部留保資金で補填する予定としております。

第４条の２、特定環境保全公共下水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計が、地方公営企業会計である下水道事業会計への移行に伴う打切決算のために、未収金５億 9,724 万円、未払金６億 112 万 1,000 円を予定いたしております。

第５条、企業債につきましては、下水道事業借入限度額を１億 2,510 万円、公営企業適用債借入限度額を 400 万円、それぞれ利率を３％以内と定めております。

第６条の一時借入金につきましては、当該年度中の借入れ限度額を１億円と定めるものでございます。

次に、予算書３ページ、第７条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものでございます。

第８条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第９条につきましては、他会計からの補助金として一般会計の８億 3,784 万 3,000 円と定めるものでございます。

内容の詳細につきましては、４ページからの下水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定開始貸借対照表等を添付しておりますので、ご覧をいただけたらと思います。

以上で、下水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第 42 号から議案第 51 号まで、令和６年度の当初予算につきまして、それぞれ、今、概略、概要を説明させていただきましたが、十分にご審議を賜りまして、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

すみません、ちょっと、訂正させてください。

ちょっと、原稿が間違っておりまして、訂正をさせていただきます。

議案第 42 号の一般会計につきまして、予算書６ページでありますが、予算第２条、債務負担行為について、合併 20 周年記念誌原案作成事業という事業に取り組むわけですけれども、原稿では、令和７年度に 1,500 万円ということで、今、私のほうが説明をさせていただきましたが、間違えておりまして、これを 150 万円に改めていただきたいと思います。

はい、失礼しました。よろしいでしょうか。訂正をお願いします。

議長（小林裕和君）　　　　当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としています議案第 42 号から議案第 51 号までについては、令和６年度佐用町一般会計及び各特別会計予算、公営企業会計予算に関する案件であります。この案件に関しましては、日程第 60 で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することに

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　ご異議なしと認めます。よって議案第42号から議案第51号までの10件については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第59．諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（小林裕和君）　　　続いて日程第59に入ります。

諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迫町長。

〔町長　庵迫典章君　登壇〕

町長（庵迫典章君）　　　それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町南中山、福山真龍（ふくやま しんりゅう）氏の任期が、本年６月30日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第６条第３号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご意見を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君）　　　提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後０４時３７分　休憩

午後０４時３８分　再開

議長（小林裕和君）　　　休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。日程第59、諮問第１号については、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　　ご異議なしと認めます。よって、諮問第１号は「適任」と答申することに決定しました。

日程第60．特別委員会の設置及び委員定数について

議長（小林裕和君）　　　続いて、日程第60、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題

とします。
お諮りします。令和６年度佐用町一般会計及び各特別会計、公営企業会計の予算審議のため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 61．特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（小林裕和君）　　続いて、日程第 61、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてでありますが、特別委員会委員委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第８条第２項の規定により、「委員会において互選する。」となっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。
佐用町議会、予算特別委員会委員長、児玉雅善議員。副委員長、高見寛治議員。以上の両議員が選任されましたので報告します。

日程第 62．委員会付託について

議長（小林裕和君）　　続いて日程第 62、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後０４時４０分　休憩

午後０４時４１分　再開

議長（小林裕和君）　　休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

議長（小林裕和君）　　以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
次の本会議は、３月 13 日水曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。児玉雅善委員長、高見寛治副委員長、よろしくお願いします。

予算特別委員長（児玉雅善君）　　予算特別委員会に委員長に選任されました児玉です。

　何分初めてのことで、戸惑うこともあるかと思いますが、皆さんのご協力を得まして、適宜、適切な結論を得たいと思いますので、ご協力のほうを、よろしくお願いします。

議長（小林裕和君）　　本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後０４時４２分　散会